

温泉地域研究

第25号

2015年 9月

論文

- 日本の「温泉神」の成立構造と特質 …………… 石川理夫 (1)
 下呂温泉の魅力向上のための施策についての考察-草津温泉との比較を通じて-
 …………… 福井瑞来・森本祥一 (13)

研究ノート

- 車椅子利用者浴室入場拒否に関する訴訟事例 …………… 大瀧靖峰 (25)

基調講演と報告

- 雲仙プラン100による雲仙のまちづくり
 …………… 石田直正・荒木美智子 (31)
 九州における広域観光と温泉との関係について …………… 能津和雄 (35)
 温泉地とおもてなし-別府温泉郷でのスマホを利用した温泉コンシェルジュの
 取り組み~スマホアプリ「別府八湯おもてなし事典」の開発
 …………… 斉藤雅樹・中川忠宣・安達美和子・武本幹夫 (39)

書評

- 門脇啓二著：『ルポアトピー患者がつどう温泉 豊富温泉という福音』
 …………… 松本 馨 (43)
 万城目学著：『城崎裁判』 …………… 岡村慎一郎 (44)

温泉地情報

- 長野県茅野市における「福祉コミュニティ温泉」の整備 …………… 澤田陽介 (45)

学会記事 …………… (47)

日本温泉地域学会会則 (一部改定) …………… (51)

日本温泉地域学会

日本の「温泉神」の成立構造と特質

A Formative Construction and Specific Characteristics of the God of Hot Spring in Japan

石川 理夫*
Michio ISHIKAWA

キーワード：温泉神 (god of hot spring) ・温泉神社 (onsen-jinja shrine, shrine of hot spring) ・祭神 (deified god) ・少彦名命 (Sukunah [b] ikona-no-mikoto) ・大己貴 (大穴持) 命 (Oh [-a] namuchi-no-mikoto)

1 はじめに

(1) 研究課題としての温泉神社と「温泉神」

日本の少なからぬ温泉地、とくに歴史ある温泉地には、泉源地近くに主に薬師如来を本尊とする温泉寺や薬師堂 (祠) と共に、あるいは単独で、温泉神社と総称される神社が存在する。これは伝統的な温泉信仰の表れとして理解されてきたが、意義はそのことにとどまらない。

温泉神社や温泉寺・薬師堂は、元来の自然湧出泉の時代には温泉地の中核となる泉源地＝湯元を守護すべく、それを見下ろせる高台や山手に建てられるのが基本であった。こうして温泉神社・温泉寺・薬師堂——泉源地——共同湯 (共同利用の入浴場) という三つの要素 (場・建造物) を基本的には垂直の軸にして、集う人への便宜をはかるためにその周りを囲むように宿や店が並ぶかたちで、温泉地・温泉街が形成され発展していった。

今も多くの歴史ある温泉地では三つの要素を軸にした配置構造が保たれていて、日本の温泉 (地) の聖 (地) 性をビジュアルに、景観的にわかりやすく理解するのに欠かせない。筆者はこれを温泉地の基本型と名づけている (図1)。

と同時に、三つの要素を軸にした温泉地の配置構造においては、泉源地のすぐ傍らに共同湯が設けられることが多く、宿や店が周囲

に並び立つことから、草津温泉湯畑や加賀温泉郷山中、山代温泉の惣 (総) 湯に典型なように、温泉地の中心に人が集まる泉源・共同湯広場という「広場」的空間が形成された。これは日本の町 (都市) にはヨーロッパの町 (都市) のような「広場」は形成されなかったという論に再考を促す事実であることにも着目すべきであろう。

温泉史、温泉文化に関する研究・論考はまだ限られてはいるが、日本の温泉信仰や「湯の呪力、聖性」「湯と斎」といったテーマについては以前から比較的多く言及されてきた。そして近年、仏教面での薬師信仰や中世以降の曹洞宗をはじめ禅宗と温泉 (地) のかわりを考察した論稿が増えていることには

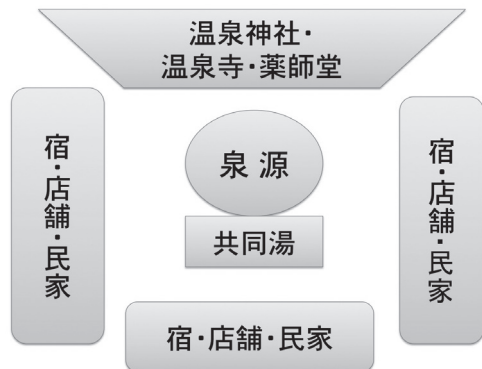


図1 温泉地の基本型
(注) 筆者作成。

*温泉評論家 (Critic of Hot Spring)

注目したい。

なお、従来の「湯の呪力、霊力、聖性」「湯と斎」といったテーマでの論述では、柳田國男や折口信夫の著作等を基に民俗学的な視点からなされることが多いが、いくつか注意が必要である。

一つは、斎戒沐浴に表される「斎(い・ゆ)」を「湯」の語源とみなす問題点¹⁾である。

もう一つは、『隋書』倭国伝や、『日本書紀』に「探湯(くかたち)」(応神天皇九年夏四月)、「盟神探湯(允恭天皇四年秋九月)」と記される湯起請(ゆぎしょう)や湯立の神事に象徴される「(熱)湯」の霊力、聖性一般に、さらには水の聖性一般にテーマを拡散させる傾向が散見されることである。筆者は温泉・湧泉(地)の聖(地)性はそれ独自の特性を有すると考えている。

次に温泉神社に関しては、『延喜式』神名帳記載の式内社としての紹介に始まり、宗教学・神道学の分野から主に言及されてきた²⁾。なかでも宗教学者の加藤玄智による戦前の論稿のうち「温泉神社の研究」は簡潔ではあるが、考察内容については後に言及したい。

さらに、温泉神社の祭神によく挙げられる大己貴(大穴持)命(おおなむちのみこと)と少彦名(宿奈毗古那)命(すくなびこなのみこと)の二神を「元来の温泉神である」とする見解も数多く披露されてきた。

しかしながら、温泉神社にはどのような経過をたどって祭神が祀られるようになったのか。温泉神社の祭神はすなわち「温泉神」なのか。「温泉神」とはそもそもどのような存在として生み出されたのか。また、祭神としてよく挙げられる大己貴命と少彦名命の二神は、原初的本来的な日本の「温泉神」としての性格を本当に有するのか。

これらを研究課題とすることは、日本の温泉地の基本型、空間構造にも影響を及ぼした温泉信仰のありようを見直し、同時に日本の「温泉神」を世界の温泉・湧泉信仰と比較文化(史)的に考察することによって、その特

質を浮き彫りにしていくためにも必要と考える。

(2) 研究の方法と範囲

本稿では、代表的な温泉神社や「温泉神」が登場する過程、その成立構造を平安中期の『延喜式』神名帳記載以前の文献を含めて検証する。その中で温泉神社の祭神の変遷と追加、二神の「温泉神」としての受容のあり方を従来の言説を含めて再検討したい。

なお、本稿では世界の「温泉神」について十分な言及はできないが、一つだけ日本と通底する汎神的な自然信仰を育ててきた古代ヨーロッパの先住民・ケルト人の湧泉・温泉信仰と対比させることで、日本の「温泉神」との共通性や特質を考察する。

2 温泉神社と「温泉神」の登場

(1) 『延喜式』神名帳以前からの温泉神社

いわゆる温泉神社を含む神社が公に一覧として示されるのは、平安時代の927(延長5)年に撰上された『延喜式』巻九(神名上)・巻十(神名下)記載の神名帳である。この延喜式内社には温泉(ゆ)神社、湯神社、湯泉(ゆの)神社、御湯(みゆ)神社と明白に記されたものから、山形県湯田川温泉の由豆佐賣(ゆづきひめ)神社や三重県神原温泉の射山(いやま:湯山)神社のように一見すると温泉神社とはわからない社名まで、少なくとも全国10社に及ぶ温泉神社の所在が確認できる³⁾。これを表1に示した。

神名帳は神社名のみで、「祭神」名を挙げているわけではない。祭神がそれぞれの神社に登場するのは後のことである。「温泉神」の本質にもかかわってくるが、ほかの多くの神社名と同様に温泉神社名も、祀られた「温泉神」の社(やしろ)であることをそのとおり表したものだから、祭神名をあらためて記載する必要はなかったのである。

『延喜式』神名帳は各温泉神社の初出記録とはかぎらない。たとえば奈良時代の733(天平5)年にできた『出雲国風土記』には、現・

表1 『延喜式』神名帳記載の温泉神社とその祭神

温泉神社名	所在温泉地(県名)	祭神
由佐豆賣(ゆづさひめ)神社	湯田川(山形)	溝昨姫命、大己貴命、少彦名命
温泉(ゆ)神社	鳴子(宮城)	大己貴命、少彦名命
温泉石(ゆのいし)神社	川渡(宮城)	大己貴命、少彦名命
温泉(ゆ)神社	いわき湯本(福島)	少彦名命、大己貴命
温泉神社	那須湯本(栃木)	大己貴命、少彦名命、誉田別命
射山(いやま)神社	榊原(三重)	大己貴命、少彦名命
湯泉(ゆの)神社	有馬(兵庫)	大己貴命、少彦名命、熊野久須美命
御湯(みゆ)神社	岩井(鳥取)	御井神、大己貴命、八上姫命、猿田彦命
玉作(たまつくり)湯神社	玉造(鳥根)	櫛明玉神、大己貴命、少彦名命
湯神社	道後(愛媛)	大己貴命、少彦名命

(注) 筆者作成。『延喜式』神名帳には祭神は記載されていない。

鳥根県玉造温泉の温泉神社で式内社の玉作湯神社がすでに「玉作湯社」の名で意宇郡の社一覧に記されている。

『出雲国風土記』にはほかにも「漆仁(しつに)川辺」に「薬湯有」と、古くは「漆仁乃湯」と呼ばれた現・(出雲)湯村温泉を紹介しているが、仁多郡の社一覧にも「漆仁社」が記されている⁴⁾。漆仁社は漆仁乃湯が岩盤割れ目から湧出する川岸までせまる湯船山に鎮座していた社で、江戸時代の『出雲神社巡拝記』には「湯布衾大明神」と称され、1907(明治40)年にほかの社と合殿されて温泉神社と改称した。これは『延喜式』神名帳に記載されていない温泉神社の事例ともなる。

(2) 神階授与で明らかになる「温泉神」

このように『延喜式』神名帳に記載されていない温泉神社や「温泉神」も散見される。ただし、後に考察するが、神話世界に始まる『古事記』『日本書紀』には「温泉神」は登場しない。

『日本書紀』に続く『続日本紀(しよくにほんぎ)』は桓武天皇が平安京に遷都した794(延暦13)年に撰修を始め、平城京以前の文武天皇の時代から奈良時代を通じた国史となっているが、温泉神社も「温泉神」もまだ登場しない。もっとも、記載されていないからその頃存在していなかったとは言えない。

『続日本紀』に続いて840(承和7)年に完

成した国史『日本後紀』にも同じく登場しない。ただ、二つの国史を通じて、各地の主な神の所在が次第に明らかになると同時に、諸々の神にも位階(神階)を授けた記録が現れる。

四番目の国史『続日本後紀』には837(承和4)年4月16日、「陸奥国言。玉造塞温泉石神雷響振。昼夜不止。温泉流河。其色如漿…」(巻六)と初めて「温泉神」が登場する。「温泉石神」は、『延喜式』神名帳に記載された鳴子温泉の温泉神社と川渡(かわたび)温泉の温泉石神社という鳴子温泉郷の二つの温泉神社のうち、後者に該当する。陸奥国の玉造塞(たまつくりのさく)は当地にあった古代の城柵で、このとき米の煮汁「漿(しょう)」のように白く濁った硫黄泉と思われる温泉が大石の間から河のように大量に湧出したらしく、後に温泉石神として祀る社をそこに建てたのだろう。

『続日本後紀』における「温泉神」はほかにも、843(承和10)年9月5日に陸奥国の「無位玉造温泉神」に「従五位下を授け奉る」記録(巻十三)がある。これは管見のかぎり「温泉神」への神階授与の初めての記録と思われる。このとき神階を授けられたのは、鳴子温泉の温泉神社の温泉神のほうである。両者を混同した紹介も見られるが、陸奥国玉造の温泉神と温泉石神は明白に区別して記されている。

表2 『延喜式』神名帳以前に記録された「温泉神」と温泉神社の事例

時期・年代	記録された「温泉神」と温泉神社(出典)
奈良時代前半	各郡社名一覧に「玉作湯社」「漆仁社」が記載(『出雲国風土記』)
837(承和4)年	4月16日、「陸奥国玉造温泉石神 雷響振」する(『続日本後紀』)
843(承和10)年	9月5日、「無位玉造温泉神」に従五位下を奉授(『続日本後紀』)
860(貞観2)年	2月8日、「肥前国従五位下温泉神」に従五位上奉授(『日本三代実録』)
863(貞観5)年	10月7日、「下野国従五位上勲五等温泉神」に従四位下を授く(同上)
869(貞観11)年	2月28日、下野国「従四位下勲五等温泉神」に従四位上を授く(同上)
871(貞観13)年	11月10日、「出雲国正五位上 湯神」に従四位下を授く(同上)
873(貞観15)年	6月26日、「出羽国正六位上酢川温泉神」に従五位下奉授(同上)

(注)筆者作成。

続いて五番目の国史『日本文徳天皇実録』には記載はない。六番目の国史で901(延喜元)年完成の『日本三代実録』には、まず860(貞観2)年2月8日に肥前国の従五位下「温泉神」に従五位上を授けた記録(巻四)がある。これは『肥前国風土記』高来郡に「峰の湯泉…源は郡の南高来峰西南の峰より出で…」と記された雲仙温泉の「温泉神」である。

「温泉神」は雲仙岳への山岳信仰とその山から熱泉が湧き出る温泉信仰の結びつきに始まった。その後は神仏習合による大乘院満明寺のもとに置かれたこともふまえてか⁵⁾、『延喜式』神名帳には記載されていない。明治維新後の神仏分離令で神社に改め、1916(大正5)年に温泉神社と改称された。

次に863(貞観5)年10月7日には、「下野国従五位上勲五等温泉神」に従四位下を授けた記録(巻七)がある。

「下野国温泉神」とは延喜式内社の那須湯本温泉神社の神。すでに正倉院文書中の『駿河国天平十年正税帳 断簡』に「依病下 下野国那須湯 従四位下小野朝臣…」と奈良時代に朝廷役人が病氣療養のため湯治を願い出て出かけていったほどの著名な古湯であった。同温泉神は869(貞観11)年2月28日、従四位上に神階を上げている(巻十六)。

こうした神階の格上げを背景に崇敬も高まったのだろう。後の源平合戦では源義経が奥州から鎌倉にはせ参じる際、ふさがれていた白河関で「那須の湯詣で」を旅の目的と告げ

ると通行を許され、那須与一が屋島の合戦で平家の舟の扇の的を射る際にも「那須の温泉大明神」に祈願した⁶⁾ことから、那須郡一帯に那須湯本温泉神社が勧請されるほどの神威を發揮した。

『日本三代実録』には続いて871(貞観13)年11月10日、「出雲国正五位上 湯神」等に「従四位下を授く」(巻二十)という記述が見られる。出雲国で神階を授けられていたほどの知られた「湯神」といえば、『出雲国風土記』意宇郡の社一覧に記載されていた「玉作湯(神)社」の温泉神をおいてほかにない。

そして873(貞観15)年6月26日、「出羽国正六位上酢川温泉神に従五位下を授ける」と記す(巻二十四)。強酸性泉を表す「酢川」の「温泉神」は現・山形県蔵王温泉の酢川温泉神社をさす。ここも『延喜式』神名帳には記載されていない。

以上、『延喜式』神名帳以前に記録された「温泉神」と温泉神社を表2にまとめた。

3 温泉神社の祭神の参入と変遷

(1) 「ご神体」からの変遷

『延喜式』神名帳に10社ほど見いだされる温泉神社の、後で明らかになる祭神名も先の表1に加えた。祭神の多くは後に加わったと推察されるが、その過程で祀る対象が交代、変遷した事例が少なくない。

福島県いわき湯本温泉の温泉(ゆ)神社は、本来は温泉湧出の源とみなされた湯ノ岳(湯

表3 「ご神体」から神社と祭神への変遷

温泉神社名	神社の始まり	神社と祭神の変遷
いわき湯本温泉神社	湯ノ岳(湯嶽)がご神体	神社が里宮に下山後、少彦名命を祭神に
榊原温泉 射山神社	湯山がご神体。山腹に湯明神を祀る	河岸に遷座。湯明神と同一視か置換えて大己貴命、少彦名命を祭神に
湯殿山神社本宮	泉源(生成物)がご神体。 神域に社殿は置かず	後に祭神として大山祇神、大己貴命、少彦名命の三神を祀る

(注)筆者作成。

嶽。別称：佐波古嶽)をご神体としていた。これも古来の山岳信仰と温泉信仰が合体したものだ。湯ノ岳そのものがご神体だから、社は始め山の中腹にあったが、後に下山。里宮として鎮座後に少彦名命を祀ったとされる。その後大己貴命も合祀して⁷⁾、結果として二神が祭神に並ぶかたちとなる。

三重県榊原温泉の射山神社は、かつて西麓から温泉が湧き出していた湯山(現・貝石山。射山は湯山の転訛)がご神体で、湯山の山腹に「湯明神」を祀る社が鎮座していた。それが安土桃山時代に地元榊原氏の没落を機に、榊原氏の氏神でもあった社を湯ノ瀬川右岸の湯山遙拝地に遷すと、同時期に地震で断層の変化が生じたのか泉源も移り、温泉は神社裏手の川岸に湧くようになったとされる⁸⁾。

これは泉源が移った場所に湯明神を祀る社を選したとも理解できる。近年まで川中から温泉が自然湧出していた。江戸時代の木版画「榊原湯山図」(図2)には、泉源地「湯所」に射山神社が描かれ、「温泉大明神」と記される。

ここでは大己貴命、少彦名命の二神がご神体の湯山の主「湯明神」と同一視あるいは置き換わるようにして祭神となった。「湯明神」「温泉大明神」という名称には「温泉神」の原型が示されていると考える。

山形県湯殿山温泉の泉源地に祀られている湯殿山神社本宮も、こうしたご神体からの祭神変遷の事例となる。湯殿山中腹の溪流沿いに湧出する温泉が巨岩の上に生成した石灰華ドームをご神体として祀る。山岳信仰、温泉信仰の賜で、一帯は神域として社殿は設けな

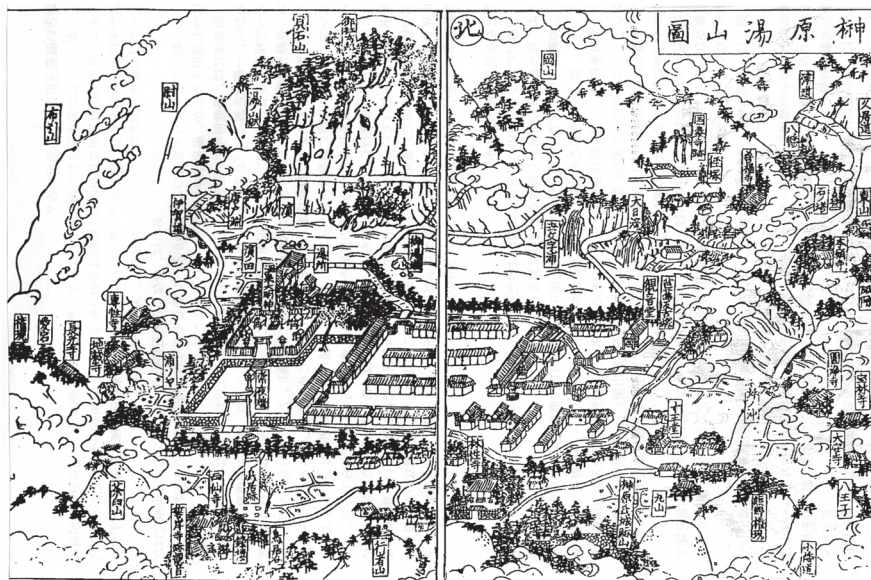


図2 江戸時代の木版画「榊原湯山図」(『温泉来由記』より)

かった。後に祭神として大山祇(積)(おおやまつみ)神、大己貴命、少彦名命の三神を祀るようになった。

(2) 温泉神社への祭神の参入

ご神体から始まる事例でなくても、祭神の変遷と新規参入は一般的である。しかも祭神は二神より多い場合が少なくない。延喜式内社の温泉神社に例を見よう。

鳥取県岩井温泉の御湯(みゆ)神社は、祭神に大己貴命、御井(みい)神、記紀神話の八上(やかみ)姫命、猿田彦命の四神が並立している。このように温泉神社にも祭神として記紀神話の神々がさまざまなゆかりによって参入する。

後世の江戸時代に合祀された猿田彦命は除くとして、八上姫命は大国主命(大己貴命)の妻となる出雲神話の女神で、地元の因幡国ゆかりだから、祭神に加わったと思われる。御湯神社は社名からして、本来の主神は大己貴命ではなく、聖なる泉源(井)を守護する神として祀る「御井(みい)神」のほうであろう。

島根県玉造温泉の玉作湯神社の祭神には櫛明玉神(くしあかるたまのかみ)、大己貴命、少彦名命の三神が並ぶ。櫛明玉神は玉造部(たまつくりべ)の祖神とされる神。玉作湯神社はすでに『出雲国風土記』に「玉作湯社(たまつくりゆのやしろ)」として記されるから、玉作りの神と湯の神すなわち「温泉神」を共に祀る社に始まった。

したがって三神の中でいえば、主神は土地の「温泉神」も代行する櫛明玉神で、残る二神は後から追加されたような脇役である。二神は出雲神話出自の大己貴命の自家本元である出雲国を代表する温泉地においてすら、唯一絶対的な「温泉神」には扱われていないことがうかがえる。

有馬温泉の湯泉神社も祭神に大己貴命、少彦名命、熊野久須美命(くまのくすび[み]のみこと)の三神が並立する。

熊野久須美命も記紀神話の神で熊野三山・

那智大社の祭神となっているように、山岳・自然信仰が融合し、神仏習合する熊野信仰にかかわる神であった。熊野本宮近くに参詣前に温泉で身を清める湯垢離場(ゆごりば)の湯の峰温泉を持つ熊野は「ゆ(う)の」とも読むことから、熊野修験者らを通じて後に温泉信仰世界で大きな位置と影響力を持つようになる。泉源近くに熊野(神)社を奉る温泉地は箱根をはじめ全国各地に見られる。

温泉利用の歴史が『日本書紀』をはじめ早くから記述されていた有馬温泉は、平安末期から鎌倉時代初頭にかけて一時荒廃していたとされるが、その頃に有馬温泉を復興した人物として伝わるのが吉野(熊野)の修験者と目される仁西上人である。ということは、それ以降に熊野信仰とそれにかかわる人々が有馬温泉に関わりを持つようになってから、熊野の神が参入したわけで、湯泉神社の祭神としては二神がそれより前に祀られていたと考えられる。

一方、先的那須湯本温泉の温泉神社の祭神は大己貴命、少彦名命に誉田別命(ほむた[だ]わけのみこと)が配祀されて三神となっている。応神天皇の別名である誉田別命は「八幡大神」とも言われる。武士とくに源氏の篤い八幡信仰が「那須の温泉大明神」に結びついて配祀されたわけで、この温泉神社の主祭神としては大己貴命、少彦名命の二神である。

4 大己貴命と少彦名命の二神の考察

(1) 「温泉神」としていつ頃登場するか

このように今では温泉神社の祭神として大己貴命と少彦名命が代表的に見えるが、常に、また最初から温泉神社に登場していたわけではなかった。

何より温泉がこれほど豊かで人々に利用されてきた国土なのに、神話世界を物語る『古事記』や温泉記述が増える『日本書紀』に二神は温泉にからんでは登場しない。さまざまな神を語る記紀神話にそもそも「温泉神」が登場しないのである。

表4 『伊予国風土記』逸文にみる二神の立場

原文(漢文)	正しい解釈(現代訳)	誤訳により流布された解釈例
<p>大穴持命、見二悔恥二而、宿奈毗古那命、欲レ活而、大分速見湯、自二下樋一持度来、以二宿奈毗古奈命一而、漬浴者、暫間有活起居。然詠曰「真暫寝哉」。践健跡处、今在二湯中石上一也 <small>(付記…ゴシックと返り点は筆者)</small></p>	<p>大穴持命が悔い恥しめられて(＝後悔するほどは)ずかしめられ失神して(いた)ので、宿奈毗古那命は(大穴持命を)活かそうとして、大分速見の湯を下樋により持つて来て、宿奈毗古那命が(大穴持命を)漬浴(ゆあみ)させたら、暫(しばし)の間が有つて(大穴持命は)よみがえ(活起)った。そうして『暫くの間寝たことよ』と言つて、雄叫びして踏(踐)みつけた跡が今も湯の中の石の上にある</p>	<p>大穴持命(は)、宿奈毗古那命が悔い恥じている(失神状態にある)のを見て、活かそうと思ひ、(…同じところ中略…)宿奈毗古那命を漬浴(ゆあみ)させたら、宿奈毗古那命がよみがえり、「ああ、よく寝たことよ」と言つて、踏みたいた跡が今も湯の中の石の上にある</p>
<p>二神の立場</p>	<p>宿奈毗古那命(少彦名命) 物語からすれば、治癒力を発揮する温泉神としては主導</p>	<p>大穴持命(大己貴命) 神話世界で繰り返し他者に助けられ蘇生する英雄神。温泉神として従神</p>

(注)筆者作成。

二神は『古事記』で国作りをめぐる出雲神話の主役である。にもかかわらず、先の出雲国の温泉をいくつかすでに紹介し、玉作湯社や漆仁社など温泉神社も記載する唯一完本の古風土記『出雲国風土記』にも、同じく温泉を取り上げている『肥前国風土記』や『豊後国風土記』にも「温泉神」として登場しないことは注目すべきだろう。

また、祭祀を司ってきた斎(忌)部(いんべ)氏の斎部広成が807(大同2)年に撰上した『古語拾遺』でも同様である。『日本書紀』以降の国史である六史でも、先に述べたように「温泉神」が初登場するのは四番目の国史『続日本後紀』からだ、二神が「温泉神」とからまることはない。

神社名イコール祭神名として、祀る神の名前を冠した社名のみを記載した『延喜式』神名帳にも大己貴命温泉神社といったものはないわけだから、二神が温泉神社の祭神というかたちで「温泉神」世界に登場するのはおそらくそれ以降のこととなる。

二神が温泉にかかわる話でよく知られるのは、『伊予国風土記』逸文である。つまり、

奈良時代初期に編さんされた古風土記原本ではない。鎌倉時代末期に『日本書紀』の注釈書として卜部(うらべ)兼方が著した『釈日本紀』と、僧仙覚が後嵯峨天皇(在位1242～46)に献じた『万葉集抄』に収められていたものだ。したがって収録者による取捨選択や意見、風土記以降に広まった話が反映されていることが大いにあり得る。

「伊予国風土記に曰く…」というかたちで四つの話を断片的に収録した中、「湯郡(ゆのこおり)」の一文に温泉と二神の話が出てくる。湯(温泉)郡名は古くから温泉(現・道後温泉)が湧いていたのにちなむが、この逸文に登場したことが「温泉神」の主役に二神が祭り上げられるのを後押しした。

(2) 『伊予国風土記』逸文と二神の立場

しかも、一部で流布されたこの『伊予国風土記』逸文該当箇所(の誤(現代)訳)にもとづく誤った理解が、「温泉神」の主役というか、「温泉神」そのものかのように祭り上げられていく二神それぞれの立場をも長く歪めてきたことも指摘しなければならない。

表4に原文と正しい現代訳を対照させて示

すが、以下が代表的な誤訳例である。

「大穴持命(は)、宿奈毗古那命が悔い恥じているのを見て、活かそうと思ひ、(中略)宿奈毗古那命を漬浴(ゆあみ)させたら、宿奈毗古那命がよみがえり、『ああ、よく寝たことよ』と言って踏みたいた跡が今も湯の中の石の上にある」⁹⁾(ゴシックは筆者)

誤訳は、原文冒頭の大穴持命に続く漢字「見」が「被」と同じく「らる・せらる」と受身の意で使われる用語法を失念して、動詞としてのよくある用語法を当てたことに始まる。そこから大穴持命と宿奈毗古那命がどこまで次の動作の主語となるかを読み誤り、温泉における二神の立場を主客転倒、逆転させてしまった。

大穴持命(大国主命)は出雲神話に象徴されるように、たえず打ちのめされては繰り返しよみがえる英雄神としての性格が濃い。しかも、雄叫びして石を踏みつけたら跡が残るほどなのは、文字どおり大きくて力強い大穴持命ならではのエピソードではないか。一方、『日本書紀』が記すように大穴持命が掌中でもてあそぶほど小さな神の宿奈毗古那命が石を踏みつけたとしてもこうはならない。代表的な誤訳例はそれも無視しているが、そこだけは「(宿奈毗古那命が蘇生したので)喜んだ大穴持命が石を踏みつけた…」と修正した誤訳例も別にあるほどだ¹⁰⁾。

このように『伊予国風土記』逸文に見るかぎり、「温泉神」として大穴持命(大己貴命)が主役ではなく、これまで受身的で従と見られがちだった宿奈毗古那命(少彦名命)のほうが主役で、より「温泉神」にはふさわしいことになる。

二神がこうして温泉を治癒に活かした話を通じて登場するのは、『日本書紀』(巻一)神代に「則ち病を療(おさ)むる方(さま)を定む」とあり、あまねく生きものを病から救う医療の神と目されたからである。

古風土記の逸文とはおよそ認められないが「伊豆国風土記逸文」と伝えられる、「准后(北

畠)親房の記に伊豆の國の風土記を引きて曰く」という前振りの付いた断片「温泉」には、「大己貴(命)と少彦名(命)と、我が秋津洲(しま)に民の夭折(し)ぬることを憫み、始めて禁薬(くすり)と湯泉(ゆあみ)の術を制(さだ)めたまひき…」とある。これは南北朝時代の引用とされるが、逸文としての真偽やその資料価値の問題はさておくとして¹¹⁾、その頃までには二神が医療神としてだけでなく、温泉療養も司る神という認識がすでに世に広まっていたと言えるだろう。

すなわち日本の「温泉神」が温泉神社への祭神化を通じて二神に代表、取れんされていったとしても、そのありようは温泉世界を統べる神ではなく、温泉が恵みとしてもたらず治癒力に寄与する神としての性格が強かった。

このように見てきても、二神は神話世界から確立、定着した生来の温泉の神であったとは言い難い。そして温泉神社の祭神の変遷、参入の過程をみても、本来の唯一かつ絶対的な「温泉神」として奉られていたわけでもなかったと考える。

5 まとめ---日本の「温泉神」の特質

(1) 江戸期の温泉信仰の社と祭神

本項ではまとめとして、温泉神社の祭神としての二神の登場やありようを含む、日本の「温泉神」の成立構造を通して浮き上がる特質を考察する。

そのために江戸時代の民俗地誌・本草学者の菅江真澄が北東北の温泉場における温泉信仰の社祠や祭神についてつぶさに観察・記録した内容をとらえ返しておきたい。

江戸時代という一つの時期を画して、「温泉神」の成立構造と内容を再精査することが第一の目的である。第二に、温泉の恵みに人々がすぎる素朴な湯治場として外部の影響をあまり受けなかつたで長くその姿を保ってきた北東北地方の温泉神社と祭神の実態は、「温泉神」の原型を推し量るに役立つと

表5 菅江真澄が記録した温泉信仰の社祠と祭神(仏)

温泉地(県名)	祀る所	祭神
大滝(秋田)	薬師神社	薬師如来
岩倉(秋田)	薬師社	薬師如来+大己貴命+少彦名命
川原毛(秋田)	湯泉神社	薬師如来+少彦名命
小安(秋田)	社	薬師如来+湯泉(ゆの)大明神
泥湯(秋田)	社	薬師如来+温湯(ゆ)の神
大湯(秋田)	浴舎近く	温泉神(ゆのかみ)
榎(秋田)	薬師堂	薬師如来
湯の岱(秋田)	温泉神社	薬師如来
松原村温泉(秋田)	祠	「湯の神」とされる石仏
須川(岩手)	窟	大日如来
浅虫(青森)	庵・寺	薬師如来
白別(北海道)	泉源	イナヲをたてて「湯の神」を奉る

(注) 拙稿「菅江真澄が見つめた北東北の温泉文化・信仰」表4を加筆修正。

考える。そこでこれについて筆者が以前拙稿に載せた一覧表を一部修正加筆して表5に示す¹²⁾。

表5について、あらためて菅江真澄の記述を引用すれば、温泉資源豊富な秋田県南東部の小安(おやす)温泉(現・小安峡温泉)には「湯の神の小さな社」があり、「湯泉大明神 内陣薬師」を祀っていた。その奥の大湯温泉では、「浴舎あり、温泉神ませり」と記すように浴舎近くに「温泉神(ゆのかみ)」を祀っていた。

同じく秋田県泥湯温泉には、「温湯(ゆ)の神、薬師如来をひめまつる社」があった。また、泥湯に近い地獄景観の温泉霊場・川原毛(かわらげ)温泉には「ここでも薬師如来を湯の神として祀った社がある」と記していた。川原毛温泉の「湯泉神社」は薬師如来と少彦名命を共に祀っていた。

大滝温泉では、泉源地に「薬師仏の堂」があった。現・薬師神社で、川原毛温泉の湯泉神社同様に、神仏習合的な温泉信仰のありようを象徴する社名である。菅江真澄は大滝温泉で「この湯の神をまつる日(正月八日)」の祝いの行事に参加している。温泉(地)の聖(地)性に支えられ、治癒力に感謝する思いを共有する人々が集う日であった。

このように温泉信仰の社、温泉神社と言いつつも、そこには衆生を病から救う仏とみなされた薬師如来が単独で祀られている所もあれば、薬師如来と二神またはそのどちらかとの相乗り、あるいは薬師如来と「温湯の神」や「湯泉大明神」との組み合わせといったさまざまなかたちで、温泉地の泉源地近い社堂や祠に神仏を祀っていたことが菅江真澄の記述からうかがえる。

(2) 原初的には「湯のカミ(神)」

あらためて菅江真澄の記した江戸時代の北東北の温泉場における温泉信仰の社と祭神から見えてくるものは、以下の四点である。

- (1) 温泉信仰は神仏習合のかたちをとっている
- (2) 大己貴命、少彦名命の二神を含む祭神は固定されておらず、また一貫していない
- (3) 唯一かつ絶対的な温泉神(仏)を崇めるという性格ではない
- (4) 原型的には「湯のカミ(神)」を祀っている

以上、江戸期の北東北の湯治場に見られたように、温泉地に暮らし、かつ湯治場に集う人々にとっては、どのような神仏に温泉の恵

みを感謝し、温泉信仰の対象を仮託しようとも、「ご神体」にも通底する広い意味を有してまさしく原初的な「湯のカミ（神）」が温泉信仰の原点にあったと言える¹³⁾。

先に名を挙げた宗教学者・加藤玄智は簡潔な論稿「温泉神社の研究」において、「温泉神社の原始的形式は、所謂ユセン（湯泉又は湯前）様と称して、噴出する熱湯其物を直に神として崇拜したものである。決して之が発達した後世に見る様に少彦名神とか薬師如来とか云ふ一定の神佛にはなつてをらず…」と記していた。

ただ、加藤玄智の温泉神社や「温泉神」観には、「幼稚なものから高等複雑なものに推移する状態」「仏教と云ふ文明教が、従来の温泉神社に現れた自然的宗教を能く止揚（アウフヘーベン）してをる有様が観取される」¹⁴⁾と記すように、一神教あるいは世界宗教を自然信仰の上位に置く文明観が強く投影されている。温泉信仰は一神教や世界宗教とは対極のそのありようにこそ、核心と意義があると筆者は考える。

まとめれば、温泉神社は湯泉神社・湯神社と名称に幅があろうと、「湯（温泉・温湯＝ゆ）の神を奉る社（やしろ）」を意味していた。すなわち「湯の神」イコール「温泉神（ゆのかみ）」であった。本来の祭神はこの広い意味での「湯の神」であろう。

人間にとって未知、神秘の世界である地下世界から絶えず湧き上がってくる湧泉は、人智を超えた超常（自然）現象として畏怖の感情で受けとめられてきた。貴重な自然の恵み、泉水資源ともなったから、畏敬と感謝の対象でもあった。とりわけ熱泉噴騰をときに伴い、常に温かく湧き出たり、独特なにおいや味わい、特色ある析出物などをもたらす温泉湧出現象はその対象となった。

泉源近くに社祠を建てて「湯の神」を祀ることは、温泉湧出現象への畏怖、畏敬の念のみならず、温泉がもたらす治癒力という恵みの双方に「神仏の靈験」を感じとり、神格化

する過程であった。そして温泉が地上に湧き出てきた泉源地に祀られるこの「湯のカミ（神）」が本来の温泉神である。

その「湯の神」＝温泉神が、神話世界から天下るなどさまざまないわれを持つほかの神に次第に取って代わられたり、新たに加わる神があったりして、各地の温泉神社に祭神として定着していく。なかでも温泉利用の長い歴史を通じて体感してきた温泉の治癒力という恵みへの感謝、慈しみの念を背景に、中心的な役割を演じるようになったのが、記紀神話で「病を療むる方」とみなされた二神であった。

これには律令制国家が確立して社会体制が整備され、各地の温泉が広く人々に認知、利用されるようになった過程も反映している。

(3) 唯一かつ絶対神ではない特質

温泉神社の祭神構造を見てきたように、長らく生来の「温泉神」と目されてきた二神も、唯一かつ絶対的な「温泉神」デュオではなかった。また、仏教の伝来、普及を通じて、薬師如来信仰が「衆生を病から救う仏」とみなされることによって温泉信仰世界に参入、大きな影響を及ぼすようになった¹⁵⁾。二神は温泉信仰の社全般においても薬師如来と並立するようになっていく。

こうしてみると、そもそも「湯の神」という泉源のカミ信仰に発する「温泉神」は、唯一絶対的な性格を持ち得ないことは明らかである。ただし、この理由を自然のすべてに靈魂、カミが宿るという汎神論的な自然信仰そのものに帰してしまうことはできない。なぜなら、古代ヨーロッパの先住民として有力であったケルト人も、とりわけ森や巨木、巨岩、川、湧泉・温泉信仰を持つ同様の人々であったが、彼らの湧泉・温泉信仰にもとづく「温泉神」は日本とは性格が異なるからである。

ケルト世界では、「崇拜した神々は、生命を育み豊穡をもたらす母なる大地、神秘的な謎

につつまれた自然そのもの」「川、湖、泉など、また樹木の生い繁る森は神々の宿る聖地ネメント」「森よりもむしろ水のほうが重要な崇拜の対象」¹⁶⁾であった。なかでも「大地の奥深いところから湧きいでる泉は、他界とつながって」¹⁶⁾いるとみなされ、湧泉・温泉信仰を育み、湧泉・温泉の神を信じ、崇めてきた。

注目すべきは、一つの湧泉・温泉の泉源地は一つの神が司るとみなしており、それも治癒力にかかわる湧泉・温泉の神は基本的に女神であったことだ。しかも個々の湧泉・温泉の泉源地において唯一、絶対的な存在で力を持つ泉の神、温泉神であった¹⁷⁾。

(4) 日本における泉源の女神信仰

この点において、日本の温泉神の中で特定の温泉神、それもケルト人社会のように泉源の女神を祀っていた貴重な例が、山形県湯田川温泉に古くから祀られてきた由豆佐賣(ゆづさひめ)神社である。

由豆佐賣神社の「由」は、平安時代中期の辞書『和名類從抄』に「温泉 一に湯泉とも云い、和名由(ゆ)」と記されているとおりに「ゆ」と読む。したがって「由豆佐賣」は湯出(い)づる場所=泉源地の湯出沢を司るヒメ、女神を表しており、由豆佐賣神社は泉源の女神、ユヅサヒメを祀る社であった。日本の「温泉神」の中で特定、唯一の温泉神、それも女神を祀っており¹⁸⁾、古代ケルト人社会の温泉信仰の泉源女神と共通している点でも希有である。

由豆佐賣神社では本来、この泉源の女神の名を社名に刻んでいたが、いつ頃からかユヅサヒメは記紀神話の女神・溝咋姫命(みぞくいひめのみこと)に置き換わった。そして溝咋姫命を主神に、「湯の神」を祀っていたほかの温泉神社同様に二神を陪神として祀るようになったと考えられる。

このように温泉神社の中で由豆佐賣神社は、日本の「温泉神」とその特質を世界の温泉神と対比させて考える上でもじつに興味深い事例となっている。

注・参考文献

- 1) 以前、共著(1994):『お風呂の楽園』(求龍堂)164頁で指摘したが、「斎(い・ゆ)」とは別に、温泉など温かく湧く泉や体内からの温かい分泌物を意味する「ゆ」という古語があって漢字の「湯」に充てたと考えるのが妥当。禊(みそ)ぎ、斎戒沐浴の「御沐=沐浴(ゆかわあみ)」と「湯」は直結しない。同趣旨のことは、季刊『悠久』第69号(鶴岡八幡宮刊、1997)の「温泉信仰」特集、西宮一民皇學館大学学長の論稿「湯の信仰」も、湯の語源説に関して「湯と斎は明らかに別語である」と断じている。
- 2) 加藤玄智(1933):「温泉神社の研究」『第二回日本宗教学大会紀要』308~313頁や、小倉鏗爾著『神道叢話(第四刊)』(錦正社、1941)所収の「温泉神(ゆのかみ)」などが参考になる。
- 3) これ以外に伊香保神社や出羽国平鹿郡の「鹽湯彦(しおゆひこ)神社」が記載されている。伊香保神社は伊香保の山への山岳信仰にもとづく山の神を祀り、始まりは温泉神社とは言えない。鹽湯彦神社は奥州清原氏の祖先信仰に始まるが、「温泉神社」だった可能性もあるとされる。
- 4) 『出雲国風土記』ではもう一つ、大原郡海潮(うしお:本字「得鹽」)郷で「川中、温泉出」と、現・海潮温泉も紹介しているが、同郡の社一覧に「得鹽社」が記される。ただ、温泉神社としての性格を持つかは確かでない。
- 5) 園孝治郎編『雲仙岳と島原半島』(雲仙社、1926)「雲仙の史蹟」温泉神社ならびに大乗院満明寺の項参照。
- 6) 鎌倉時代前期に成立した軍記物語『平治物語』による。
- 7) 1901(明治34)年刊『磐城湯本温泉記』(湯本温泉組合事務所)ならびに福島県神社庁による。
- 8) 成立年不明だが、江戸時代の勢州一志郡神原湯元刊『温泉由来記』による。
- 9) この典型的な誤訳例は1958(昭和33)年刊の『岩波 日本古典文学大系 風土記』による。
- 10) 道後温泉当地で誤訳例として早い1882(明治15)年刊の『豫州 道後温泉由来記』による。なお、1901(明治34)年刊の『道後温泉誌略』には誤訳はない。
- 11) この断片を「逸文」として収めた『鎌倉実記』

も、その基とされる「准后(北畠)親房の記」も資料的価値はきわめて疑わしいとされる。歴史学者・平泉澄は著作『寒林史筆』で「伊豆国風土記逸文と伝えられるものは偽作であろう」と断言している。

- 12) 石川理夫(2012):「菅江真澄が見つめた北東北の温泉文化・信仰」『温泉地域研究』第18号、1～12頁。
- 13) 加藤玄智だけでなく、こうした見解はこれまで見られた。一例として、菊地晋介(2002):「温泉の守護神」『式内社のしおり』第65号(式内社顕彰会)もその一つで、「古代においては温泉の守護神はただ単に『ユノカミ』ではなかったのかということになる」と指摘する。もっとも、同論稿は、『伊予国風土記』逸文を誤訳にもとづき解釈し、「湯」と「斎」を混同して「『斎(ユ)』すなわち『湯』を守護したのが『湯泉神(ユノカミ)』であった」とする問題点も見られる。
- 14) 前出注2)、加藤玄智「温泉神社の研究」より。
- 15) 宗教社会学者の沼義昭は「温泉の神々と仏たち」(『立正大学人文科学研究所年報』第34号、1997)で、「温泉乃至湧湯そのものを崇拝する原始的自然神の信仰から、それが人格化されてオホクニヌシの神、スクナヒコナの神…(中略)…ここでは明らかに神の名が捨てられて、薬師如来が温湯の母胎として信仰されるようになっている」と述べている。
- 16) 柳宗玄・遠藤紀勝著『幻のケルト人』(社会思想社、1994)より引用。
- 17) ケルト人の宗教、信仰についてはバリー・カンリフ著・蔵持不三也監訳『図説 ケルト文化誌』(原書房、1998)に詳しい。また、ヨーロッパのケルト時代の温泉信仰の出土品、温泉神の名前についてはクリチェク著・種村季弘+高木万里子訳『世界温泉文化史』(国文社、1994)に紹介されている。
- 18) 熊本県日奈久温泉に中世に創建された温泉神社は記紀神話の「市杵島姫命(いちきしまひめのみこと)」を祀る。川や水にかかわる弁才天と同一視もされるが、泉源・温泉神ではない。

下呂温泉の魅力向上のための施策についての考察

—草津温泉との比較を通じて—

A Study for Increasing the Appeal of Gero Spa in Comparison to Kusatsu Spa

福井 瑞来* 森本 祥一*

Mizuki FUKUI Shoichi MORIMOTO

キーワード：下呂温泉 (Gero spa) ・草津温泉 (Kusatsu spa) ・アトラクティブス (Alan Forbes's attractiveness) ・発動要因と誘引要因 (push factor and pull factor)

1 はじめに

温泉は、老若男女を問わず、日本人の旅行目的として常に上位に挙げられている¹⁾。しかし、国土交通省の調査によると、2004年から2013年の10年間で温泉における国民の消費額が780億円も減少(44.5%減)している²⁾。また、環境省の温泉に関するデータでは、1997年度から2013年度にかけて温泉地の宿泊客数が約1,400万人も減少(10%減)している³⁾。これらのデータから、温泉地の市場は縮小しつつあると推察できる。今後、各温泉地は、地域性に基づいて独自の価値や魅力を再認識、もしくは新たに創造し、訴求していかなければならない。岐阜県下呂市の南東部に位置する下呂温泉も、このような状況下で宿泊客数に伸び悩んでいる温泉地のひとつである。

下呂温泉は、飛騨川沿いの深い山あい、緑と水に恵まれた自然の中にあり、江戸時代の儒学者である林羅山により、兵庫県の有馬温泉、群馬県の草津温泉とともに『日本三名泉』と称されている歴史ある温泉地である。泉質は無色透明なアルカリ性単純温泉で、ほのかに硫化水素臭がある。アルカリ性泉特有の石鹼効果により、入湯すると肌がつるつるといふ特徴があり、別名『美人の湯』とも言われる。下呂温泉は、観光経済新聞社による『にっぽんの温泉100選』の2014年度の総合ランキングで第3位に選ばれ、また泉質ラン

キングでは2004年以降ベスト3に選ばれ続けるなど、名湯としての評価は高い⁴⁾。さらに、日本温泉協会が主催する第53回『旅と温泉展』(2011年)のアンケート調査において、『今まで訪れた中で最も良かった温泉地ベスト50』で第4位に選ばれた⁵⁾。他にも、旅行新聞社の調査による『ゆかたが似合う温泉地2014』でも第4位に選ばれ⁶⁾、リクルートが行っている『もう一度行ってみたい温泉地』や楽天トラベルの『年間人気温泉地ランキング』などでも毎年上位に選ばれるなど、人気のある温泉地となっている。

しかし、下呂温泉の宿泊客数に着目してみると、1990年度の1,652,760人をピークに減少傾向を示し、2014年度には984,501人と100万人を下回った⁷⁾。図1のように、宿泊客数と前述の観光経済新聞社の総合ランキングの推移を重ねてみると、順調に順位が上がっているのに反して、宿泊客数は減少しているのが分かる。各種ランキングが示す人気や三名泉としての認知度は高いにも関わらず、宿泊客数は年々減少しているのである。

一方、下呂温泉と姉妹締結⁸⁾しており、同じ三名泉でもある草津温泉は、観光経済新聞社と日本温泉協会のランキングでもここ10年ほど常に1位をキープし続け、かつ宿泊客数も毎年180万人前後で推移しており(2014年度は1,837,548人)、ピークである1994年度の1,986,452人と比較してもさほど減少し

*専修大学 (Senshu University)



図1 下呂温泉の宿泊客数とランキングの推移⁹⁾

ておらず、高い水準を維持し続けている¹⁰⁾。

よって本研究では、同じ三名泉と並び称され、常に高い人気を誇る草津温泉との比較を通じて下呂温泉の課題を明らかにし、さらなる魅了向上のための施策について考察する。

まず、下呂温泉の魅力や現状の取り組みを明らかにするために、2015年2月5日から7日にかけて現地調査、および温泉の事業主体である下呂温泉旅館協同組合、下呂温泉観光協会、下呂商工会、下呂市観光課へインタビュー調査を実施した。また、草津温泉との比較のため、2015年6月9日に現地調査、および草津温泉観光協会へインタビュー調査を行った。インタビュー調査の方法としては、半構造化インタビューを採用した。

半構造化インタビューとは、事前にシナリオを作り、基本的にはそのシナリオに基づくが、シナリオにとらわれず、被質問者との話の流れで自由に話題を変えて行うインタビュー方法で、統計的集計と質的調査の双方が可能である¹¹⁾。この現地調査、インタビュー調査、および文献調査から得た下呂と草津の情報を、堺屋(2012)が著書の中で紹介しているアラン・フォーバスの6つの観光魅力『アトラクティブス』¹²⁾の視点から体系的に整理・比較し、観光地として下呂温泉が強化すべき要因を明確にした。さらに、そこから下呂温泉の魅力を向上するための具体的な施策について考察を行った。

2 下呂温泉に関する調査結果

(1) 先行研究

下呂温泉に関連した研究論文には、下呂周辺の地質や水質に関する論文、下呂温泉の泉質や効能に関する論文、下呂石や下呂の遺跡に関する論文などが多いが、本研究に近いものとして、まず堀(2008)は、下呂で行われている種々の体験交流プログラムを総括し、観光対策への期待を寄せている¹³⁾。また河合ら(2009)は、従来の泉質依存の戦略では多様化した旅行者のニーズに対応できないことを指摘し、地域全体が協力して『全体活性化』を目指すべきと述べている¹⁴⁾。伊藤(2012)は、下呂温泉の観光産業の特徴と課題を挙げているが、具体的な活性化策は今後の課題としている¹⁵⁾。森川(2012)は、下呂温泉の歴史的発展過程について述べているが、観光温泉地経営の問題については改めて検討を試みる、と述べている¹⁶⁾。本稿では、これらの先行研究からさらに一歩踏み込み、宿泊客数が減少している現状に対し、旅行者を惹きつける要因の視点から下呂温泉の課題を明確にし、具体的な対策を提案する。

(2) 下呂温泉の概要

下呂温泉旅館協同組合の資料¹⁷⁾によると、2014年12月末時点で下呂温泉には宿泊施設が54軒あり、収容人員は8,444人となっている。宿泊施設に関しては、団体客に対応できる大規模旅館だけでなく、小規模旅館や民宿、会員制ホテル、ビジネスホテルなどもあり選択の幅が広く、近年増加している個人旅行や小グループ旅行にも対応可能となっている。

下呂温泉には、2014年4月時点で飛騨川を挟んで源泉が54本あり、そのうち稼働している源泉が11本、休止となっている源泉が3本、廃止された源泉が40本となっている¹⁸⁾。下呂温泉では、温泉資源を保護し、有効に利用するため、1974年9月より、源泉から温泉を集め、飛騨川の左岸の湯之島地区と右岸の幸田地区の2か所のタンクに汲み上

げ、集中管理を行っている¹⁹⁾。現在利用されている源泉の最高水温は82℃であるが、集中管理によって温度の異なる温泉を混合し、加水・加温せずに基準の温度である55℃に調整して、ホテルや旅館、保養所、共同浴場、噴泉池（露天風呂）に配湯している。集中管理による配湯事業によって源泉の保護を行いつつ、組合に加盟するすべての施設、並びに温泉浴場等に、100%天然の温泉が配湯されている。

下呂温泉へのアクセスは、電車を利用する場合、JR高山本線の特急で名古屋駅から所要時間約1時間半、富山駅から約2時間である。一方、下呂は高速道路の空白地帯であるため、自動車の場合、関東方面と関西方面から高速道路と国道を經由して約4時間半と、アクセスは決して良いとは言えない。このため、宿泊客の約半数は県内および愛知県からの旅行者となっており、関東からの宿泊客は2割に満たない²⁰⁾。

(3) 下呂温泉の取り組み

下呂温泉では、観光客誘致のために様々な取り組みを行っている。ここでは、これらのうち主要な取り組みについて述べる。

① 地域ブランドの確立

2006年10月27日に、地域ブランドの名称としての『下呂温泉』の地域団体商標登録が特許庁により承認された。地域団体商標とは、地域の名称と商品または役務の名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標である²¹⁾。地域ブランド化を推進するメリットとして、地域特産という付加価値が生じ、他の地域産の商品や役務との差別化を図ることができ、地域経済の活性化と産業競争力の強化に繋がったりすることなどが挙げられる。また、地域イメージの向上に役立ち、地域の産品購買や訪問、居住、地域コミュニティ形成に対する促進効果が期待できる²²⁾。2015年5月時点で、地域ブランドは全国で576登録されており、そのうち温泉の地域ブランドは40存在する。下呂温泉のブ

ランド規模は4,600万円で、温泉ブランドの中では第6位（全ブランド中156位）となっている²³⁾。草津温泉も商標登録されているが、ブランド規模は非公開となっているため、ランキングには反映されていない。

② 街歩きを促す工夫

街と商工会が中心となり、マップを片手に散策できる街づくりを行っている²⁴⁾。空き店舗の目立つ湯之島地区に版画や絵手紙のギャラリーや体験工房を開設したり、市営・民営を合わせて10か所に足湯を設置したり、また加盟旅館の温泉に3軒まで入浴することができる『湯めぐり手形』を販売したり、加えて下呂の『G』を冠したGランチ、Gグルメ、Gスイーツといった地元食材を使った季節に応じたメニューを開発したりなど、街歩きを促進する様々な工夫を行っている。また、街づくりにおいて景観形成に重点を置き、街中に木を植える取り組みも行っている²⁵⁾。

③ 第一次産業と第三次産業の共存

地元の農産物を使った名物料理の開発を行っている²⁶⁾。下呂市では高冷地野菜の生産が盛んであり、その中でも最も多く生産され、市場での評価も高いトマトを使用し、トマトジュースやトマトゼリー、トマトカレーをはじめ、甘辛く炒めた飛騨牛と舞茸の上にトマトをのせた『トマト丼』を開発した。また、地元の特産品の数々を安価で提供し、農産物や土産品などの店が軒を連ねる『いでゆ朝市』を開催している。

④ 冬の花火大会の開催

下呂は山間部であるため、冬期は寒さで集客が鈍ってしまうという課題を抱えていた。そこで冬の集客イベントを模索していた際に、神戸で行われていた音楽に合わせて花火を打ち上げる『花火ミュージカル』に注目し、これを下呂温泉の冬のイベントとして打ち出している²⁷⁾。毎年12月には『下呂温泉花火ミュージカル冬公演』、1月から3月にかけては『冬の下呂温泉花火物語』と銘打ち、約4

か月間、毎週土曜日に花火が打ち上げられる。このイベントは、温泉や鉱泉の入湯客に課される市町村税である入湯税を使って実現されている²⁸⁾。観光客が納税した入湯税が、自らの旅の思い出として還元されているのである。2011年に実施された地域ブランドの調査によると、温泉地を抱える自治体が『温泉のまち』としてどの程度想起されているのか、その想起率を高い順に並べたランキングで、20代の回答者の32.8%が下呂を挙げており、第3位となっている²⁹⁾。このように、温泉を通して若者が魅力に感じるようなコンテンツを創出し、イメージ定着を図ることで、閑散期の集客につなげている。

⑤ 誘致宣伝委員会の設置

下呂温泉観光協会と下呂市観光課、下呂温泉旅館協同組合、下呂商工会、下呂市コンベンションビューローが一体となって観光誘致を行っている。その目的は、個々の宿・施設がそれぞれにPRや集客イベントを行うのではなく、各団体との相互協力により情報を一元化してセールスタイアップを図り、下呂温泉への誘致・誘客事業を展開することである³⁰⁾。

これにより、観光客のニーズに対応するための態勢を強化し、官民一体となって下呂温泉への観光客誘致を目指している。誘致宣伝委員会は毎月1回開催され、宿泊分析データの検証を行ったり、データの動向によって今後の方針を決定したり、プロモーションやキャンペーン、キャラバン事業に関する協議を行ったり、各団体の現状・予定の報告を行っている。この誘致宣伝委員会は、DMO (Destination Marketing/Management Organization) の役割を果たしていると考えられる。

⑥ ホスピタリティ都市宣言

下呂市は、2010年3月29日に、全国に先駆けて『ホスピタリティ都市』を宣言した。これにより、市民が共通の意識を持ち、市民が一体となって観光客をもてなすことがで

き、人と人のふれあいを大切にするホスピタリティあふれる街づくりを目指している³¹⁾。また、地域の伝統や文化、美しい風土を守り受け継ぐことができ、誇りを持って案内できるように、下呂市内各地域の観光資源の整備や、人材育成などの観光教育の充実を図っている。

⑦ 着地型観光

長期滞在型の観光旅行へ向けた取り組みとして、下呂市内の豊富な資源を活かした多彩な観光プラン『G-STAY』を、温泉、食、自然、文化の4つのテーマに沿って提案している³²⁾。これらのプランは、観光課の職員が調査を行ったり、観光客からの意見を取り入れて開発したり、地域住民からの提案などにより作成されている。

⑧ MICE誘致の推進

MICEとは、企業等の会議 (Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行 (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字であり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントの総称である³³⁾。下呂市では、宿泊を伴うMICE開催に、最大100万円まで助成金を支給する制度がある。温泉地としてのMICE誘致は全国でも珍しく、『下呂MICE』と銘打ち、下呂交流会館アクティブや御嶽パノラマグラウンドなどの施設や地域を活かした会議・招待・視察・大会・展示会・撮影などの誘致を重要な柱とし、コンベンション助成金制度と併せて活用できるよう制度の強化を行い、幅広い層を誘致してリピート率を増加させるために積極的な営業活動を行っている。この助成金は、旅行者も利用することができる。クラブツーリズムがこの制度を利用して例年4月に花火を打ち上げるイベントを開催し、1,500人ほどの集客効果を得ている実績もある³⁴⁾。

(4) 下呂温泉の強みと弱み

ここで、現地調査、インタビュー調査、お

よび文献調査から分かった下呂温泉の強みと弱みについて整理する。

① 下呂温泉の強み

まず強みとして、観光事業者側の各組織内部の団結力、および組織同士の連携が強いことが挙げられる。下呂温泉では多くの共同事業が推進されており、全国有数の共同事業の先進地となっている。最も顕著な共同事業として、前述の温泉の集中管理事業がある。これにより、問題視されていた温泉の枯渇が進行せず、温泉資源が保全され、余裕が生じた結果、泉質を活かした温泉地づくりが推進されるようになった。例えば、下呂大橋付近の河川敷に無料の露天風呂『噴泉池』を設置し、これが下呂温泉のシンボルにもなっている。また、配湯管が温泉街を網の目のように走っているため、温泉街に足湯を設置したり、直接手で泉質を感じられる手湯を設置したりと、温泉そのものを活用した温泉地づくりが可能となった³⁵⁾。その他、公益簡易ガス事業、物資共同購入事業、直行バス事業、共同宣伝事業、下呂魚介による食材の一括仕入れや、前述の誘致宣伝委員会の設置など、多岐にわたる共同事業が実現されている。インタビューでは、こうした組織・団体の垣根を越えた協力体制を築き、下呂温泉全体をまとめる強いリーダーシップを発揮できる指導者がいることも強みとして挙げられていた。また、この連携によって観光にまつわる様々なデータを収集しており、ここまでデータが取れている温泉地は少ない、ということであった³⁶⁾。

2つ目の強みとして、地場産業への積極的な働きかけが挙げられる。下呂商工会の事業として、前述のGランチ、Gグルメがあるが、これらは下呂市の食材を一種類以上使用した料理、または昔から地元で食べられている郷土料理が対象とされている。企画当初は、自ら参加を表明した飲食店15軒、商工会が協力を要請して参加した飲食店15軒の計30軒から始まった。現在では約60軒が参加しており、下呂温泉の郷土の食文化を発展させ、

広めることに一役買っている³⁷⁾。なお、この『Gランチ・Gグルメ』の名称は、地元の高校が下呂温泉の商店街の活性化を授業に取り入れ、そこで下呂温泉の発展を願う想いから、高校生により発案されたものである。その他、なっとく豚や馬瀬の鮎、銀の胍(みかづき)などの新たな名物の開拓・PRなども積極的に行われている。

② 下呂温泉の弱み

これまで述べてきたように、行政や組合は非常に精力的に下呂温泉活性化のために活動を行ってきているが、その一方で地元の飲食店や商店、地域住民などの協力体制が弱い。市民の観光に対する意識が弱く、せっかくホスピタリティ都市を宣言しても、それを十分に活かしきれていない³⁸⁾。布山(2009)も、“下呂温泉の観光事業者だけでなく飲食店や商店関係者、さらには地域住民と市ならびに県等の行政も参画して、中期ないしは長期の「まちづくり」という観点から十分な議論のもとに下呂温泉のビジョンを策定し、それを実行していくことが重要である”と、まさにこの点を指摘している³⁹⁾。

その他、交通手段や観光名所の欠如もインタビューで度々挙げられた。下呂は、アクセスの悪さもさることながら、滞在中の二次交通手段も弱い。前述のG-STAY(ぐるっと下呂旅)のように着地型観光を充実させても、各スポットまでの交通手段が欠如しているため、長期滞在へつながりにくい。交通の便は悪くても、是非足を運びたい、と思わせるような、話題性のある名所、ランドマークがないことも指摘できる。

また、下呂温泉観光協会が2014年5月1日～5月31日、7月14日～8月17日に下呂を訪れた観光客2,790名に実施したアンケートでは、69%が「街(観光施設・店舗等)」に不満があると回答している。自由記述の回答としては、「旅館以外に楽しむ所が無い」、「温泉だけではなく、もう一つ何か目を見張るものを作るべき」、「大型レジャー施設があれ

ば]、「おもてなし都市宣言しているのなら温泉街に見所を作るべき]、「滞在できる目玉施設が欲しい]、「若者が遊べる商業施設やアミューズメントスポットがあれば]、「雨が降っても回れる施設が欲しい]、「子供が遊べる施設がもっとあれば]、「駐車場が少なく観光しにくい]、「下呂市内の観光案内看板がもう少し欲しい]、「お店が早く閉まって夜が淋しい」などが挙がっており、その他の回答も概ね同じ内容の回答であった。このように、観光施設、店舗に不満を感じている観光客が多いことが分かる。

3 6つのアトラクティブスによる下呂温泉と草津温泉の比較

人々が旅行をする動機は、発動要因（プッシュ要因）と誘引要因（プル要因）に分けられる。発動要因は観光旅行という行動に駆り立てる心理的要因であり、誘引要因は観光旅行で具体的な目的地として選ばせる心理的要因である⁴⁰⁾。1章で述べたように、下呂温泉は、各種ランキングにおける順位の高さから、温泉地としてのイメージや良質な温泉という発動要因はあるものの、それが入り込みに活かせていないことから、具体的に下呂に来させる誘引要因が欠けていると考えられる。そこで、ランキングの順位も高く、観光客の入り込みも多い草津温泉と比較することで、下呂温泉の観光地としての弱みを明確にする。

堺屋（2012）は、著書の中で、アメリカのツーリズム・プロデューサーであるアラン・フォーバスから教わった6つの観光魅力『アトラクティブス』を紹介している⁴¹⁾。アトラクティブスとは、“あれがあるからそこに行こう”と思う観光地の魅力、つまり誘引要因である。以下に6つのアトラクティブスを示す。

- [1] History：歴史上の有名事件の現場や歴史的建造物
- [2] Fiction：小説や演劇、歌謡で有名になった名所や名物

- [3] Rhythm & Taste：音楽が楽しく、食事が美味しい
- [4] Girls & Gambling：女性がきれいで、スリルに富んでいる
- [5] Shopping：名物名品があり、賑わいに富んだ街並みがある
- [6] Sightseeing：風光明媚で、奇勝絶景に恵まれている

これらは、既存の観光資源を当てはめるだけでなく、それに手を加えたり、まったくゼロから創造したりして生み出すこともできる。観光地として成功するには、6つのうち、3つを選んで重点的に開発・宣伝すべきであるとされている。6つとも揃えようとする逆で平凡になってしまい、観光の魅力が失われてしまうためである。観光で重要なのは非日常性で、他に比類のないものが必要であり、多少優れている程度ではアトラクティブスにはならない。堺屋（2012）の著書では、プロデュースの力でアトラクティブスを創造し、亜熱帯の一諸島であったハワイや沖縄が一大観光地に成長した例が述べられている。

沖縄の観光開発では、1つ目に、海の美しさをタレントや有名写真家、テレビ、雑誌などを使って徹底的に周知し、「海は沖縄」のイメージを定着させ、Sightseeing要素とした。2つ目に、琉球舞踊と沖縄民謡を短くアレンジし、演技者を養成、常時見られるよう普及流行させ、Rhythm & Taste要素とした。3つ目に、雰囲気を変にする国際通り商店街を形成し、Shopping要素とした。その結果、沖縄観光は急成長したという。

6つのアトラクティブスは、佐々木（2000）が“最も包括的な旅行目的地の魅力を形成する要因のリスト”と述べているハッドマンとホーキンスの12要因のうち、宗教、政治、科学、気候、野外生活、屋外レクリエーション、健康と温泉を除いた5つに対応しており、観光地としての成立要因にもなっている⁴²⁾。以下、上記の6つのアトラクティブスの定義とハワイや沖縄の事例を参考に、それぞれの

要素について基準を設けて下呂温泉と草津温泉を比較し、下呂温泉の魅力を向上するために強化すべきアトラクティブスを考察する。

① History、Sightseeing

まず、History要素とSightseeing要素は、1972年にわが国で最初の観光資源データベースとして作成され、その後も更新されてきた『観光資源台帳』に掲載されている資源であることとした。観光資源台帳は、見る対象としての観光資源を、史跡、社寺などの『人文資源』と、山岳、河川、湖沼などの『自然資源』に大別し、さらにそれぞれ複数の資源種別に分類している。また、これらの資源を、6つの指標によって特A級（わが国を代表する資源で、かつ世界にも誇示しうるもの）、A級（特A級に準じ、その誘致力は全国的で、観光重点地域の原動力として重要な役割をもつもの）、B級（地方スケールの誘致力を持ち、地方のイメージ構成の基調となりうるもの）などに選定・評価している。本稿では、この人文資源をHistory要素、自然資源をSightseeing要素とした。

まず、草津には、奥白根山、本白根山、草津高原、湯釜、草津白根のアズマシャクナゲ及びハクサンシャクナゲ群落、草津白根殺生河原、草津湯畑の7つのB級自然資源があるが、下呂は中山七里のB級自然資源1つのみである⁴³⁾。また、2014年に観光資源台帳の資源種別や評価基準が見直され、人文資源の資源種別に新たに『温泉』が加わり、『草津温泉の湯畑自然湧出泉源広場と温泉街、共同湯と時間湯』が特A級に指定された⁴⁴⁾。この結果から、草津はHistoryとSightseeingのアトラクティブスを持ち、下呂はこれらが弱いと言える。歴史を後発的に創り出すことは難しいため、HistoryではなくSightseeingの方を強化すべきである。

② Fiction

次にFiction要素であるが、下呂は日韓合作ドラマ『赤と黒』（2010年、BSプレミアムで放送、平均視聴率8.7%）⁴⁵⁾と映画『男は

つらいよ 寅次郎の青春』（1992年公開、最終観客動員207万人、興行収入14.5億円）⁴⁶⁾、草津は映画『テルマエ・ロマエⅡ』（2014年公開、37日間で観客動員314万人、興行収入44.2億円）⁴⁷⁾のロケ地である。2010年のBS契約者数が15,672,261人⁴⁸⁾であることから、視聴率から概算すると、上記の両温泉地のドラマ・映画を合わせた視聴者数は同程度と考えられる。近年こうしたコンテンツを用いた地域振興が注目されているが、増淵（2009）は、一過性に終わることが多く、継続性に問題があると指摘している⁴⁹⁾。また木村（2012）も、映画は1回での自己完結型メディアであり、観光客誘致に結びつくとは限らず、映画を用いて観光客を誘致することは非常に難しいとしている⁵⁰⁾。よって、Fiction要素は対象外とした。

③ Rhythm & Taste

沖縄の事例と同様な伝統芸能として、草津では、熱乃湯で草津節や湯もみ唄に合わせた踊りや湯もみの実演を、下呂では、合掌村のしらさぎ座で影絵劇を、ほぼ年間を通して観覧できる。また、安田（2014）は、地域の食は観光資源となり得るとし、そのための条件として、美味で安全な食、地域固有な食、地域住民が共感する食、物語性のある食、持続性のある食を挙げている⁵¹⁾。

下呂の強みで述べたように、Gランチ、Gグルメは、下呂産の食材を使った料理、郷土料理、高校生による命名のエピソード、2007年から続いている、という点から、これらの条件を満たしていると言える。その取り組みが評価されてか、2014年度の『にっぽんの温泉100選』の郷土の食文化ランキングで下呂は第3位に選ばれている⁵²⁾。以上より、下呂は既にRhythm & Taste要素を持っていると考える。

④ Girls & Gambling

Girls & Gambling要素として芸妓が考えられる。図2は昭和後期の下呂と草津の観光産業構成であるが、バー、娯楽場、置屋など、

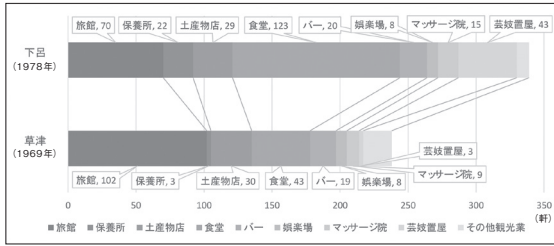


図2 昭和後期の下呂と草津の観光産業構成
(注) 山村(1987)、137頁、及び日本温泉協会『温泉』第41巻12号、37頁のデータより筆者作成。

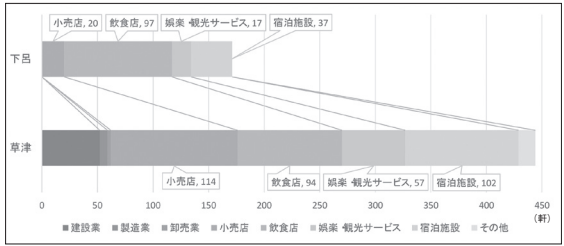


図3 商工会加盟企業の業種
(注) 両商工会への聞き取り調査(2015年8月5日)より筆者作成。

当時の下呂はナイトスポットが多かったことが見て取れる。しかし、宴席数の減少による減収が原因となり、下呂温泉芸楽協同組合は2010年に解散した。現在も湯之花芸妓連が残っているが、置屋数は5軒にまで減少した。草津温泉芸妓組合も残ってはいるが、芸妓はいないとのことであった⁵³⁾。また、近年の下呂は、前述の花火大会の開催や、泉質を活かした『素肌美人プロジェクト』、Gビューティーなど、女性やカップルをターゲットとしてプロモーションを行っており、いわば Couple & Relaxation にシフトしていると言える。よって、Girls & Gambling 要素も対象外とした。

⑤ Shopping

国土交通省観光庁の『観光地域経済調査』によると、下呂の小売売上上に占める観光売上上の割合は44.4% (2012年)、草津は46.3% (2011年) であり、2011年の全国平均9.0%を大幅に上回り、観光地としての特徴が明確に表れている。しかし、2014年の地域ブランド調査の産品購入意欲度⁵⁴⁾を比較してみると、下呂は5.5点で、調査対象の1,000市区町村中253位、草津は13.5点で91位と、差をあげられている⁵⁵⁾。また、図3に示すように、下呂は草津に比べて商工会に加盟している小売店数が少なく、前述の下呂温泉観光協会のアンケート結果でも店舗等への不満が多い。下呂は小売の観光依存度が高いにも関わらず、店舗や産品の魅力が弱いと言える。よって、Shopping 要素を強化すべきである。

4 考察

3章より、下呂温泉の魅力を向上するためには、Sightseeing と Shopping の2つを開発することが必要であると分かった。以下では、そのための4つの施策について考察する。

(1) 集中管理のお湯を活かした観光名所の考察

集中管理は、下呂温泉の歴史の中で最も偉大な功績であり、強みである。しかし現在は、各種パンフレットに小さく紹介が載っているのみで、観光客の認知度は低く、この強みを活かしてきていないと思われる。泊まっている宿の温泉が加水・加温されておらず、それを実現することがいかに難しいか、いかなる苦勞を経てきたのか、理解している宿泊客は少ないであろう。そこで、集中管理を広く認知してもらうために、分かりやすいランドマークやその役割・意義などの解説が必要であると考えられる。これは後述の知識増進や自己拡大の動機にもつながる。例えば、ガイド付きで貯湯タンクを巡るツアーを開催する、集中管理の仕組みを目に見えるようにするなど、配湯管や貯湯タンク自体が観光名所になるような工夫をしてはどうであろうか。前述のSightseeing 要素の比較からも、下呂は草津の湯畑や西の河原公園のような、温泉そのものを分かりやすくPRし、観光客を惹きつけるインパクトのある名所に欠ける。

このようなお湯を使った観光名所は各地に存在する。石段街で有名な伊香保温泉では、石段の中央を温泉が流れており、小満口や源

泉をガラス越しに覗き込むことができ、温泉街の散策を魅力的にしている。また、伊豆の河津町の峰温泉では、100℃の源泉が30mの高さに噴き上がる大噴湯周辺を公園にして集客に活かしている⁵⁶⁾。これらの観光地のように、例えば、貯湯タンクや配湯管にお湯が流れている様子をガラス越しに見られるようにする、余ったお湯を使い定時パフォーマンスを催す等、噴泉池を超える『見て楽しむ温泉』という名所を作って集中管理の認知度とイメージを向上し、観光客を惹きつける誘引要因とする。但し、湧湯量には十分配慮すべきである。

(2) 温泉を利用した施設の設置

2章で述べたアンケート結果や自由記述の回答からも分かるように、下呂温泉には観光施設が不足している。また、買い物を楽しめる商店街もない。そこで、温泉も買い物も楽しめるような、複合施設を作ってはどうか。

このような施設の先行事例として、箱根小涌園ユネッサンが挙げられる。ユネッサンは、ワイン風呂やウォータースライダーなど水着着用で楽しむアミューズメントエリアと、露天風呂などを中心とした通常の温泉を楽しむことができる森の湯、箱根の名産品をはじめ、ユネッサン限定商品などを買い物できるショッピングモールが併設された複合スパリゾート施設である。このような施設を作ることにより、前述の観光客の不満を解消するだけでなく、ShoppingとSightseeingの双方を満たす誘引要因となる。

通常、こうした施設ができた場合、他の宿泊施設への影響が懸念されるが、ユネッサンの場合は他の宿泊施設と競合するのではなく、あくまで共存を目指している。従来の一施設による囲い込みから脱却し、箱根全体の集客力を高めることを狙って作られた⁵⁷⁾。事実、ユネッサンの開業により、箱根全体の観光客、宿泊客が増加している⁵⁸⁾。

滞在型の観光旅行の目的地に『温泉を利用

した施設』を求める人は非常に多い⁵⁹⁾。下呂の質の高い泉質の温泉を使い、目玉となるような施設を作れば、箱根同様、施設自体の集客だけでなく、それを目的として訪れた観光客が下呂温泉の旅館・ホテルに宿泊するという波及効果が期待できる。

但し、単に施設を作るだけでなく、宿泊施設側のスタイルも変えていかなければ相乗効果は望めない⁶⁰⁾。さらに、伝統ある温泉地の雰囲気や情緒、イメージを損なってしまわないよう、ユネッサンのように他の宿泊施設と競合しない場所に設置して送迎するなど、施設の立地や外観、サービス内容を十分検討する必要がある。

(3) 下呂発温泉博物館のPR強化

これまでは、アトラクティブスによって観光地に惹きつける誘引要因を考えてきたが、ここでは旅行者自身の発動要因について考える。佐々木(2007)は、旅行者の動機を緊張解消、娯楽追求、関係強化、知識増進、自己拡大の5つに分類している⁶¹⁾。このうち、緊張解消は温泉入浴、娯楽追求・関係強化は(1)で提案した観光名所と(2)で提案した観光施設によって満たすことができる。そこで、残り2つの観光動機である知識増進(知識を豊かにしたい)と自己拡大(自分自身を成長させたい)も満たすことができれば、さらなる集客につながると考えられる。

近年、こうした知的好奇心を満足させるために旅行をする人が増えている。下呂、草津と並んで三名泉と呼ばれる有馬温泉では、人々の知的好奇心を満足させる取り組みに力を入れはじめている⁶²⁾。下呂温泉には、すでにこの2つの動機を満たすことができる施設として、下呂発温泉博物館がある。

下呂発温泉博物館は、温泉を科学と文化の両面から紹介する温泉専門の博物館である。下呂温泉をはじめとして、全国の温泉に関する歴史資料、地図、温泉が湧き出るメカニズムの模型や、泉質を解説したパネル、温泉成分が析出してできる温泉華、さらには全国

の特徴ある温泉のお湯なども展示されている⁶³⁾。その他、実際に温泉の塩分やpHを調べたり浮世絵の重ね刷りを体験できるコーナーや、足湯と歩行湯も併設しており、温泉について、分かりやすく、楽しく学ぶことができる。

現在は、各団体の発行する観光案内パンフレット等に一応情報は掲載されているが、小さなスペースで、かつ文字のみで紹介されており、その楽しさを伝えきれていない。観光協会、旅館組合、商工会、観光課のWebサイトでも同様、もしくは掲載すらされていない。博物館の立地も、温泉街の奥まったところに位置しているため、観光客が気づかない、足を向けにくいと考えられる。実際、今回の現地調査時に、筆者らも訪問したが、非常に楽しい体験をすることができた。より多くの観光客に知ってもらいたいと考えます。

パンフレットで写真などをふんだんに用いて詳細な展示内容を掲載する特集を組む、目立つ案内板を出す、独自の案内冊子を作成するなど、もっと積極的にアピールすべき施設である。さらに言えば、県の『地域活性化ファンド事業費助成金』や文部科学省の『地域と共働いた美術館・歴史博物館創造活動支援事業』、またはインターネットを通じて直接出資を募るクラウドファンディングなどを活用し、博物館自体の拡充を考えても良いのではないだろうか。近年、博物館や美術館がクラウドファンディングで成功する事例が増えており、挑戦する価値はある。

(4) ARによる観光客の誘導

スマートフォンの普及に伴い、AR（拡張現実）を用いた観光アプリが増えている。ARは、スマートフォンのカメラを通して表示される現実世界の映像に、GPSなどから得た場所や周囲の状況に応じた情報を重ね、利用者に提供するシステムのことで、今いる場所の情報やカメラを向けた対象の情報を表示して観光ガイドとして利用されることが多い。箱根では、ARを使ったスタンプラリー

を実施し、観光客の街歩きや回遊を促進している⁶⁴⁾。他にも、福井県立恐竜博物館や福岡城での活用事例もある。ARアプリを活用すればハード面の整備は不要であり、比較的费用を抑えて温泉街の散策を促進することができる。前述のガイド付き貯湯タンク巡りや温泉博物館への誘導なども可能となる。

5 おわりに

本稿では、認知度の高さを入り込みに活かしていない下呂温泉の問題に対し、アラン・フォーバスのアトラクティブスを用いて草津と対比しながら、下呂温泉の魅力を向上させるにはどのアトラクティブスを強化すべきかを考察した。その結果、ShoppingとSightseeingを強化すべきとし、4つの策を提案した。下呂温泉はアクセスの問題を抱えているが、その点は草津温泉も同様である。遠さこそが非日常性を際立たせる要素であり、強力な誘引要因さえあれば、多くの集客が見込める観光目的地になり得る。

現在、Gプロジェクトとして、体験プランのGトライ、エステなどのGビューティー、夜に営業している店舗のGナイト、土産物・名物のメイドインGなどを強化する取り組みがなされている。また、外湯構想を検討中ということであった。これらが進めば上記2つの要素の問題は解決できると思われる。本稿での提案が、その一助となれば幸いである。また、前述のハッドマンとホーキンスの12要因に『健康と温泉』が含まれ、観光資源台帳の資源種別にも『温泉』が新設されたことなどを鑑みると、温泉自体が7番目のアトラクティブスになるとも考えられる。今後は、観光資源台帳の評価基準や選ばれた温泉資源を参考に、下呂温泉のHot Spring要素のプロデュース策を考えたい。

その他、Webサイトやパンフレット、マップなどの情報が、現在は各団体から個別に提供されているため、情報の一元化も課題として挙げられる。また、地元商店や地域住民

などの協力体制も課題である。草津温泉観光協会のWebサイトは、毎日新しい情報を掲載しており、情報の鮮度が保たれている。また、『ゆもみちゃん』という公式キャラクターのTwitterも、特徴的で興味を惹かれる情報を発信している。下呂にも『げろぐるくん』というキャラクターのTwitterがあるが、草津を参考に魅力的な情報を発信すべきである。さらに、草津の地元商店や地域住民は、観光によるメリットをしっかりと理解しており、住民自らモデルコースを提案し紹介して欲しいと要望するなど、非常に積極的で協力的であるという⁶⁵⁾。

山村(1987)は、“よりよい温泉地形成のためには、まず各温泉地の地域性、個性を地域住民自らが再認識し、それを前面に出した温泉地づくりに地域社会構成員をあげて取り組むべきである”と述べている⁶⁶⁾。このような協力体制を築くために、下呂温泉の強みである観光事業者の団結力を活かして、観光によるメリットを地元商店や地域住民に理解してもらうためのインターナル・マーケティング⁶⁷⁾を行うべきである。最新の地域ブランド調査では、2013年から2014年にかけて下呂市の観光意欲度が82位から137位に急落している⁶⁸⁾。早急に下呂温泉の総力をあげた対策が必要である。

謝辞

本研究におけるインタビュー調査にご協力頂き、また数々の貴重な資料をご提供下さった下呂温泉旅館協同組合事務局長の奥村公平様、水明館代表取締役社長の瀧康洋様、下呂温泉観光協会の富永祐介様、下呂商工会事務局長の今井隆夫様、下呂市観光課主査の富永哲也様、草津温泉観光協会の福田俊介様に深く感謝致します。下呂温泉の益々のご発展を心より願っております。

注・参考文献

1) 公益財団法人日本交通公社:『旅行者動向』

2000～2013年版、『旅行年報』2014年版のデータより。

- 2) 国土交通省 観光庁 (2015):『旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究(2013年版)』377～386頁のデータより。
- 3) 環境省 自然環境局 (2013):『温泉利用状況経年変化表』より。
<https://www.env.go.jp/nature/onsen/data/>
- 4) 観光経済新聞社:『にっぽんの温泉100選』より。
<http://www.kankokeizai.com/100sen/what100.html>
- 5) 日本温泉協会(2014):「第53回「旅と温泉展」アンケート調査結果」温泉、第82巻6号、38～41頁。
- 6) 市原実(2014):「温泉地関連データの読み方⑤ 浴衣の似合う温泉地はどこ？」温泉、第82巻6号、36～37頁。
- 7) 下呂温泉旅館協同組合(2013):『80年の歩み-下呂温泉組合小史-』96頁、および岐阜新聞2015年5月28日の記事「下呂温泉客100万人割れ 4年ぶり 昨年度宿泊客数」より。
- 8) 滝多賀男(1996):「日本三名泉、有馬・草津・下呂 姉妹温泉締結と共同キャンペーン」観光文化、第118号、8～12頁。
- 9) 前掲4)および7)のデータより筆者作成。
- 10) 草津町 愛町部 観光課(2015):『年次別入込客数』のデータより。
- 11) 情報デザインフォーラム編(2010):『情報デザインの教室』丸善、52～53頁。
- 12) 堺屋太一(2012):『人を呼ぶ法則』幻冬舎、113～151頁。
- 13) 堀智孝(2008):「下呂市における地域資源活用型体験交流プログラムの現状と展望」地域経済、創立40周年記念号、41～56頁。
- 14) 河合篤男(2009):「下呂温泉活性化プロジェクト調査結果の概要」経済月報、第655号、20～21頁、出口将人(2009):「下呂温泉活性化プロジェクト調査結果(2)」経済月報、第656号、21～22頁。
- 15) 伊藤薫(2012):「岐阜県飛騨地域の観光産業について-白川郷と下呂温泉を例として-」岐阜聖徳学園大学紀要<経済情報学部>、第12巻3・4号、1～26頁。
- 16) 森川敏育(2012):「下呂温泉の歴史的発展過程について」桜花学園大学人文学部研究紀要、第14号、57～76頁。
- 17) 下呂温泉旅館協同組合(2015):『新年総会資料』30頁。
- 18) 下呂温泉旅館協同組合(2014):『下呂温泉

- 集中管理の栞』より。
- 19) 滝多賀男 (1989) : 「下呂温泉集中管理事業の概要」温泉工学会誌、第23巻2/3号、32～41頁。
 - 20) 下呂温泉旅館協同組合 (2015) : 『新年総会資料』28頁。
 - 21) 原田保 (2013) : 『地域デザイン戦略総論』芙蓉書房出版、160頁。
 - 22) 林靖人 (2009) : 「消費者の関与が地域ブランド評価に与える影響－地域ブランド効果のメカニズム－」地域ブランド、第5号、53～87頁。
 - 23) ボイス情報株式会社 (2014) : 『全国地域ブランド名鑑2015』60～71頁、165頁。
 - 24) 久保田美穂子 (2008) : 『温泉地再生』学芸出版社、73～77頁。
 - 25) 石川理夫 (2013) : 「下呂温泉の街づくりの工夫」温泉地域研究、第20号、143～146頁。
 - 26) 前掲24)
 - 27) 田中章雄 (2011) : 「花火を冬の4ヵ月間毎週打ち上げ、集客と魅力アップに大きな成果」月刊商工会、第629号、46～47頁。
 - 28) 下呂温泉旅館協同組合のインタビューより。
 - 29) ブランド総合研究所 (2011) : 「地域ブランド調査分析レポート① 温泉のまちとして思い浮かぶ自治体ランキング－1位は別府市－」
http://tiiki.jp/news/05_research/tbs2011/tbs2011_report/672.html
 - 30) インタビュー時に下呂温泉観光協会に頂いた資料より。
 - 31) 下呂市観光課 (2014) : 『下呂市観光計画』より。
 - 32) 十六総合研究所 (2014) : 『岐阜県 産業動向調査[観光特集]』2頁。
 - 33) 国土交通省観光庁ホームページ『MICEの開催・誘致の推進』より。
 - 34) 下呂温泉観光協会のインタビューより。
 - 35) 前掲25)
 - 36) 前掲34)
 - 37) 前掲34)
 - 38) 前掲30)
 - 39) 布山裕一 (2009) : 『温泉観光の実証的研究』御茶の水書房、286頁。
 - 40) 佐々木土師二 (2007) : 『観光旅行の心理学』北大路書房、52頁。
 - 41) 前掲12)
 - 42) 佐々木土師二 (2000) : 『旅行者行動の心理学』関西大学出版部、34～35頁。
 - 43) 公益財団法人日本交通公社 (2006) : 『観光資源台帳 市町村合併対応版』7頁、14頁。
 - 44) 中野文彦、五木田玲子 (2014) : 「観光資源の今日的価値基準の研究」観光文化、第222号、20～28頁。
 - 45) AGBニールセンメディアリサーチ調べ。
 - 46) 一般社団法人日本映画製作者連盟調べ。
 - 47) 前掲46)
 - 48) 一般社団法人衛星放送協会調べ。
 - 49) 増淵敏之 (2009) : 「コンテンツツーリズムとその現状」地域イノベーション、第1号、33～40頁。
 - 50) 木村めぐみ (2012) : 「情報社会におけるロケーションツーリズムの可能性」CATS叢書、第7巻、189～207頁。
 - 51) 安田亘宏 (2014) : 「地域の食の評価」観光文化、第222号、33～37頁。
 - 52) 前掲4)
 - 53) 草津温泉観光協会のインタビューより。
 - 54) 市区町村ごとに、その地域で購入したい具体的な製品があれば、最大3品まで自由記述で回答してもらい、100人当たりの記入数を点数としている。
 - 55) ブランド総合研究所 (2014) : 『地域ブランド調査2014ハンドブック』89頁、136頁。
 - 56) 澤田陽介 (2014) : 「峰温泉にみる温泉の有効活用」温泉地域研究、第23号、76～77頁。
 - 57) 森本昌憲 (2001) : 「特別企画 箱根小涌園ユネッサンの全貌 地域との共存がテーマ、宿泊施設は適正化へ向かう」月刊ホテル旅館、2001年2月号、40～41頁。
 - 58) 浅沼晴男 (2002) : 「地域マーケティングのすすめ－箱根ユネッサン－」XConscious、第48号、5～9頁。
 - 59) 佐々木土師二 (2007) : 『観光旅行の心理学』北大路書房、82頁。
 - 60) 奥野一生 (2008) : 『新・日本のテーマパーク研究』竹林館、174頁。
 - 61) 佐々木土師二 (2007) : 『観光旅行の心理学』北大路書房、63頁。
 - 62) 橋本行史 (2015) : 『地方創生の理論と実践－地域活性化システム論－』創成社、206頁。
 - 63) 布山裕一 (2009) : 『温泉観光の実証的研究』御茶の水書房、281頁。
 - 64) 佐藤佑樹 (2015) : 「神奈川県箱根町/最新のAR技術を活用した観光案内」月刊J-LIS、第2巻2号、4～8頁。
 - 65) 前掲53)
 - 66) 山村順次 (1987) : 『日本の温泉地』日本温泉協会、236頁。
 - 67) 鈴木祥平 (2015) : 「観光地におけるICTを活用したインターナル・マーケティング手法の研究」専修大学大学院 経営学研究科 平成26年度修士論文。
 - 68) 前掲55)

車椅子利用者浴室入場拒否に関する訴訟事例

A Case Study of Wheelchair-person Refused Going to Bath

大瀧 靖峰*
Yasumine OTAKI

キーワード：スーパー銭湯 (SUPER-SENTOU public bath) ・温泉 (hot spring) ・
車椅子 (wheelchair) ・入場拒否 (refusal of going to bath) ・
レジオネラ属菌 (genus Legionella)

1 はじめに

日本は2007年9月28日、国際連合の「障害者の権利に関する条約」(以下、「障害者権利条約」という)に署名し、2014年1月20日に批准書を寄託した結果、同年2月19日より障害者権利条約は日本において効力を生じた。

障害者権利条約の概要としては、障がいのある人¹⁾が人権と基本的自由を有することを確保し、障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がいのある人の権利の実現のための措置等について定める条約である。

なお、一般に条約は、日本の最高法規である日本国憲法の次に効力が強いとされているため、条約と矛盾する法律はその範囲で効力を失う。

以下に紹介する裁判例は、障害者権利条約の国内法的効力が発生する前の事件であるため同条約は適用されないものの、車椅子利用者の入浴を実質的に拒否する点で同条約の精神に反する恐れのある内容を含むものと思われるところ、温泉に関連するものであるため、本稿にて取り上げる次第である。

2 本件事案の概要²⁾

脊髄損傷で車椅子利用者ではあるが上半身は動くAが、それまで10回以上(月に1回くらい)、温泉を利用した³⁾いわゆるスーパー

銭湯に行き、一人で入浴していたにもかかわらず、2007年8月、入浴後に脱衣所にて、以後は車椅子に乗ったまま浴室へ入室することを拒否するとの注意をされた。

同様に、Aと同様の障がいを持ち、車椅子利用者であるBが、それまで少なくとも4回以上、同じスーパー銭湯に行き、基本的に一人で入浴していたにもかかわらず、同じ年の9月、浴槽前で独力で車椅子から床に降りて当然に裸で浴槽へ入ろうとしたところを、浴室へ車椅子で入室することを禁止しているとの理由で、入浴を拒否された。

A・Bともに、既にそのスーパー銭湯の入会金100円を支払い、会員となっていた者であった。一方、車椅子での浴室への入室を禁止する張り紙等はなかった。また、そのスーパー銭湯には、露天風呂もあったため、当然ながら、露天風呂のある屋外から裸足のままで浴室へ入って来る客も多数いた。なお、A・Bともに、脊髄損傷となった原因は、高所からの転落等の後天的な偶発の事故であった。

AとBは、共通の知人を通じ、それらの入浴拒否以後に知り合いとなり、ともに法務省の所管する法務局へ人権救済申立てを行った。その結果、法務局は、事実調査をしたうえで、そのスーパー銭湯に対し、障害者基本法⁴⁾等の趣旨に反する対応とのことで「説示」の措置を講じた。

しかし、「説示」後も、そのスーパー銭湯は、

*弁護士 (Lawyer)

対応を何ら変更することはなかった。そのためAとBは2010年7月、訴訟を提起し、スーパー銭湯を経営するC社に対し、それぞれ、慰謝料として300万円の支払いを請求した。

なお、A・Bが法的措置を採るためには、慰謝料請求以外には、基本的に方法はない。

3 東京地方裁判所平成22年(ワ)第27464号損害賠償請求事件

主な争点は、スーパー銭湯が、Aらが車椅子のまま浴場に入ることを拒否し、かつ、その後も、Aらが入ることができるよう配慮をしなかったことなどが不法行為を構成するかという点であった。

(1) 主張と反論

この点、スーパー銭湯側は、屋外で使っている車椅子はそのタイヤに付着したレジオネラ属菌の持込みや銭湯浴槽内での繁殖につながる、他の客が車椅子に当たってケガをする、車椅子の部品が落ちたら他の客が踏んでケガをする、などの主張を行った。

これに対し、AとBは、露天風呂のある屋外から汚れた裸足で浴室へ入って来る客が多数いることを考えると、車椅子での浴室入場

がレジオネラ属菌の持込みや繁殖には直接つながらない、浴槽に付着しヌルヌルする生物膜を普段からタワシ等でよく洗ったり(厚生労働省の一般的指導)、入場時に塩素を含ませた雑巾で車椅子やタイヤを拭けば現実的な危険性はない、車椅子やその部品によるケガが起こる確率は極めて低い(カミソリを持ち込むことの方がよっぽど危険だ)、特にシャワー場で狭いとの主張については狭くならない所を選んで「車椅子優先シャワー台」などと掲示することによって車椅子利用者を優先する洗い場とすれば狭くなることはない、などの反論を行った。

(2) 和解の試み

訴訟手続きの中では、他の通常事件の場合と同様に、話し合いによって事件を終結させる和解の成立も試みられた。たとえば、AとBが提案した和解案としては、スーパー銭湯の入口に塩素を含ませた雑巾を置いておき車椅子利用者が、来場時に車椅子のタイヤ等を拭くとか、浴場内用の車椅子を設置するなどである。これに対し、スーパー銭湯側は、塩素を含ませた雑巾ではレジオネラ属菌等を払拭できない可能性がある、他の客にぶつからないように浴場内専用の車椅子はタイヤの小さ

表 訴訟における主張と反論

	スーパー銭湯側の主張	車椅子利用者側の主張
① レジオネラ属菌	① 屋外で使っている車椅子は、そのタイヤに付着したレジオネラ属菌の持込みや銭湯浴槽内での繁殖につながる	① a 露天風呂のある屋外から汚れた裸足で浴室へ入って来る客が多数いることを考えると、車椅子での浴室入場がレジオネラ属菌の持込みや繁殖には直接つながらない ① b 浴槽に付着しヌルヌルする生物膜を普段からタワシ等でよく洗ったり(厚生労働省の一般的指導)、入場時に塩素を含ませた雑巾で車椅子やタイヤを拭けば現実的な危険性はない
② 車椅子及び部品の物理的危険	② a 他の客が車椅子に当たってケガをする ② b 車椅子の部品が落ちたら、他の客が踏んでケガをする	② 車椅子やその部品によるケガが起こる確率は極めて低い(カミソリを持ち込むことの方がよっぽど危険だ)
③ 狭さ	③ シャワー場など、車椅子があると狭くなってしまふ	③ 特にシャワー場で狭いとの主張については狭くならない所を選んで「車椅子優先シャワー台」などと掲示することによって車椅子利用者を優先する洗い場とすれば狭くなることはない

(注)筆者作成。

い他人が後ろから押すタイプのものに限るべきである（ただし、同伴者は半額とする）などとの言い分に基づき、車椅子利用者が自ら車椅子を進めることのできる自走式の浴場用車椅子を認めなかった。

そのため、AとBは、もともと独力で入浴できるところ、単独で入浴することを望んでいたために和解は成立しなかった。

(3) 2013年4月22日判決(AとBの敗訴)

東京地方裁判所は、次のように判示した。

すなわち、公衆浴場における浴場（浴室）は、多くの人が全裸で入る場所であり、その安全面と衛生面については十分な配慮を求められることはいうまでもないところ、車椅子のままの入場を認めた場合、車椅子のタイヤ部分等から浴場内に付着物が持ち込まれるおそれを否定することはできない。とりわけ微細なものであったとしても、金属片やプラスチック片等の付着物が持ち込まれ、それが浴場内に落下した場合、当該付着物により入浴客が負傷するおそれは否定し得ないし、細菌等が付着していた場合には、それによる感染のおそれも否定し得ない。また、車椅子のまま浴場に入ることと認めた場合、他の入浴客が、タイヤ等に付着した汚れなどを見て、安全面や衛生面に不安を感じることもあり得るところである。

さらに、一概に車椅子といっても、様々なものがあり、老朽化し、整備が十分にされていない場合には、部品が落下するなどの危険性もあり得るし、当該車椅子の形状、操作の仕方や止める場所、浴場の混雑状況等によっては、子供、高齢者及び視力の弱い入浴客等が当該車椅子と衝突し負傷する危険性も否定し得ない。そして、スーパー銭湯の従業員が、浴場内に入る車椅子の状況を入念にチェックしたり、他の入浴客と衝突しないかにつき注意を払い続けることを求めるのは困難を強いることであるといわざるを得ない。

以上によれば、スーパー銭湯は、本件銭湯を利用する全ての顧客の安全面及び衛生面に

配慮すべき義務を有するのであるから、スーパー銭湯が、このような観点から、Aらに対し、車椅子のまま浴場内に入ることを拒否したことは、やむを得ないことと言わざるを得ず、不法行為を構成しないといふべきである。

しかし他方において、障害者基本法は、国民は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与するよう努めなければならない（同1条、8条）、また、交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため、当該公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進に努めなければならない（21条2項）と定めている。また、近年、障害者と障害者ではない者が同等の生活を送れる社会の形成を目指すことについて、国民のコンセンサスが得られていることは公知の事実である。

したがって、公衆浴場を経営する事業者は、車椅子を利用する身体障害者が、障害者ではない者と同様に、公衆浴場を利用できるよう最大限の配慮をすることが求められているといふことができる。その方法としては、浴場内に浴場用の車椅子を設置したり、車椅子利用者を優先する洗い場を設けたり、車椅子利用者が、浴槽に入りやすいような構造とすることが考えられる。そして、例えば、公衆浴場において、浴場内に浴場用の車椅子を設置し、それを利用することにより、車椅子利用者が、一定のルールの下で、1人で浴場に入るという事態が一般化し、かつ、そのような措置を採ることについて特段の支障がないにもかかわらず、公衆浴場を経営する事業者が、当該措置を採らなかった場合には、社会的相当性を逸脱する行為として、不法行為責任を負うこともあり得よう。

しかし、現時点においては、車椅子を利用

する身体障害者の浴場への入場について、事業者側が採るべき措置について定まったものがあると認めるに足りる証拠はなく、スーパー銭湯が特段の配慮的な措置を採らなかったからといって、直ちに不法行為責任を負うとまでは認め難い。

もっとも、こうした状況が看過されることが好ましくないことはいうまでもなく、障害者基本法を始めとする障害者の福祉に関する諸法令の規定や趣旨等に鑑み、公衆浴場を経営する事業者等の関係者が、公衆浴場を利用する車椅子利用者に対する配慮的な措置の策定に努めていくことが求められているというべきである。

4 東京高等裁判所平成25年(ネ) 第3206号損害賠償請求控訴事件

(1) 新たな証拠提出

地方裁判所で敗訴したAとBは、高等裁判所に控訴した。その控訴審手続きの中で、AとBは、匿名の皮膚科開業医からの意見聴取内容を記載した医師面談報告書、大学医学部生物学講師作成の実名の意見書、大学での温泉微生物研究者から聴取した意見内容を研究者の実名入りで記載した研究者面談報告書、及び、大学でのユニバーサル・ツーリズム研究者作成の実名の意見書を提出した。

それらは、スーパー銭湯において、車椅子のまま浴場へ入ったとしても、他の客がレジオネラ属菌や一般細菌等に感染する可能性は現実的には極めて低いこと、レジオネラ属菌感染可能性を増大させるものではないこと、全国の温泉旅館や温浴施設等では車椅子のまま浴場へ入場できることが一般的であること、及び、車椅子のまま温泉の浴場へ入場するのを拒否することは社会通念に反していることなどを内容とするものであった。

(2) 2013年12月18日判決

(AとBの敗訴)

東京高等裁判所は、次のように判示し、地方裁判所の判断を補足した。

すなわち、公衆浴場等の施設におけるレジオネラ属菌の侵入は、衛生及び安全性確保の見地から、行政上もその防止が問題とされているところであった、本件銭湯において、屋外で使用された車椅子のままでの浴場への入場を認めた場合に、車椅子の車輪への付着物からレジオネラ属菌が浴場内に侵入する現実的危険性がないということではできない。

車椅子のままでの浴場への入場に伴う物理的危険については、公衆浴場において屋外で使用された車椅子のままでの浴場への入場を認めた場合に、車椅子の車輪に付着した金属片やプラスチック片等が浴場に持ち込まれることにより、裸足である入浴客を負傷させる可能性がないということではできない。また、車椅子を利用する入浴客が単独で公衆浴場内の浴場に車椅子のまま入場した場合、一般に、床面が湯水により滑りやすく、湯気により視野が不良となることもあり得ることから、車椅子のスリップ等により障害者が自ら転倒する危険があるだけでなく、高齢者や幼児との接触等によりこれらの者が転倒する危険もあり、このような事故が生じた場合に当該転倒者の身体に重大な結果を生ずるおそれがあることは否定できない。

そして、本件全証拠によっても、本件各入浴拒否等の当時、本件銭湯において、浴場内での車椅子の利用上の安全確保に必要な設備や人員体制が整備されていたとは認め難いから、Aらの単独での車椅子のままでの浴場への入場を認めた場合に、上記の危険がなかったということではできない。

Aらは、スーパー銭湯が危険物であるカミソリの浴場への持込みを認めていることを引き合いに車椅子のままでの浴場への入場を拒否することが不合理である旨を主張するが、その主張に係る事実から、先にみた車椅子のままでの浴場への入場を認めた場合に考えられる危険が否定されるものということができない。

障害者基本法及び「障害を理由とする差別

の解消の推進に関する法律」⁵⁾の理念からすれば、障害者が公衆浴場において他の入浴客と共に安心して入浴できる設備、環境等の整備が促進されることが望ましいということはできるとしても、本件全証拠によっても、本件各入浴拒否等の時点で、本件銭湯のように私企業が経営する公衆浴場において、設備や人員体制等の如何を問わず一律に車椅子のままでの浴場への入場が許容されるべきであるとする社会通念が確立していたと認めることはできない。

5 最高裁判所平成26年(オ)第562号、平成26年(受)第701号

これに対し、AとBは上告したが、最高裁判所は2014年7月3日、AとBの上告を棄却する決定をした。なお、最高裁判所が棄却等の理由を示すことは通常ない。

6 おわりに

本件の主な争点は、車椅子での浴場への入場が、①レジオネラ属菌等の持込み・繁殖につながるのか、②裸で入場している他の人に対し危険等があるのか、などであった。

この点、判決は、車椅子での浴場への入場は、レジオネラ属菌等、金属片持込み等、部品落下等の現実的危険があるものと判断した。

レジオネラ属菌等については、大学医学部の生物学講師から、現実的な危険はないとの意見書があったにも拘らず、裁判所は現実的危険性を認定した。既に決めた結論が先にある、抽象的な危険を針小棒大に誇張しているように思われてならない。

判決では、障がいのある人の権利に配慮することが望ましい旨のリップサービスはあったものの、現実的な権利侵害との認定や打開策につながるものとはならなかった。浴場専用の車椅子の設置及びその利用が一般化しない限り、入浴拒否も不法行為にはならないとのことであり、障がいのある人の権利を軽視

することも甚だしいものである。

近い将来、東京オリンピックやパラリンピックも予定され、外国人を含め、多種多様な人が多く訪れることが予想されるころ、このような人権感覚がまかり通っているとすれば、トラブルの発生は必至であろう。

もし、2016年4月1日の障害者差別解消法の施行後も、同様の事件で結論が変わらないのであれば、差別解消法が制定された意義すら疑わしくなってしまう。そうならないためにも、今後は、差別解消法の具体的な運用のための基準のあり方が重要となっていくものと思われる。

さらには、これから施行される障害者差別解消法に加えて、各地での具体的な条例制定等が望まれる。社会全体が、障がいのある人の人権を軽く見ないような気運が高まっていく必要がある。

例えば、浴場の床が湯水で滑りやすいことについては、ことさらに車椅子利用者だけを取り上げて過保護に扱わなければならない理由はない。現実的にも、車椅子は4輪で安定しているため車椅子利用者がスリップして転倒することは考えにくい。車椅子利用者にとって、車椅子は生活の一部となっており、言わば体の一部とすら言うことができることを看過してはならない。

この点で、障がいのある人が温泉入浴する機会を増やそうとする山田等教授の取り組み研究⁶⁾等は積極的に評価したい。

障がいがあってもなくても、自力で温泉に入りたいという気持ちは、権利として尊重されなければならない。

注

- 1) 法律及び裁判例は、「障害者」という用語を使っている。
- 2) 本件を収録した文献として、障害と人権全国弁護士ネット編『障がい者差別よ、さようなら！ ケーススタディ障がいと人権2』（生活書院、2014年12月）91～94頁。

- 3) 泉質はナトリウム・カルシウム－塩化物泉である。
- 4) 障害者基本法は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の福祉を増進することを目的として制定された法律である。
- 5) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)は、障害者基本法の基本的な理念に則り、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする法律である。
- 6) 山田等(2014):「障害者への『入湯サポート』の方法と意味～『NPO法人ゆびあ』の試み」『温泉地域研究』第23号、25-34頁。

基調講演

雲仙プラン100による雲仙のまちづくり

石田直正・荒木美智子(雲仙プラン100地域づくり委員会)

島原半島の観光の核であり、雲仙天草国立公園の集団施設地区の雲仙温泉では、2011年に「雲仙プラン100」が策定された。これは、国立公園指定100年に当たる2034年を目標に、雲仙の自然環境保全と観光発展の共生を目的とした雲仙温泉のまちづくり計画であり、島原半島の近隣地域と連携したまちづくりに特徴がある。

1 雲仙プラン100とは

(1)雲仙プラン100の基本理念「つながる」

①自然と人、人と人、地域と地域が豊かな関係(つながり)を築き、美しく元気な郷土を未来の子どもたちへ伝える(つなげる)。

②国内外から人が訪れ(国内外からの来訪者と地域の魅力がつながり)、訪れた人も、住む人も、働く人も、みんなが満足度100%で元気になる(笑顔でつながる)地域を目指す。

(2)基本理念を実現するための将来像

島原半島

- *暮らしの魅力に溢れた美しく豊かな島原半島
- *地場産業の活性化した島原半島
- *交流、体験、学習の場となる島原半島
- *半島の魅力をめぐり長期滞在を楽しむ島原半島
- *多くの交流人口を迎え地域経済が盛り上がる島原半島

雲仙地域

【国立公園】

- 自然と人、人と人、地域と地域をつな

ぐ国立公園

- 島原半島全体の地域振興に活用される国立公園
- 島原半島全体で保全再生に取り組む国立公園
- *地域から求められ支えられ誇りとなる「協働型国立公園」

【国立公園内の利用拠点】

- *自然と人、人と人、地域と地域をつなぐ拠点となる

【雲仙温泉】

- 国立公園ならではのアクティビティーが充実した雲仙温泉
- 島原半島の魅力を紹介し、周遊・滞在へと誘う雲仙温泉
- 人と地球に優しく、まちと人が輝く「忘れられない」雲仙温泉
- *ゆっくり癒される長期滞在型、国際観光地、「雲の上のトレッキングスパリゾート」

(3) 将来像実現のための戦略

戦略1 島原半島が一体となった取り組みの強化

島原半島が一体となって交流や相互理解を促進するとともに、相互の特性を活かし、自然や地場産業を活用した交流・体験プログラムを実施し、島原半島全体の交流人口を増やすために、最大限雲仙地域が出来ることに取り組む。

戦略2 雲仙地域の自然資源の保全・再生・継承

国立公園第一号に指定された雲仙地域の自然や景観を、行政だけでなく、地域住民や様々な事業者、エコツーリズムやグリーンツーリズムを通じて訪れた人の参加・協力を得て、地域全体で保全・再生し、未来の子どもたちに継承する「協働型国立公園」を目指す。

戦略3 人と地球にやさしい、安全・安心な国立公園・観光地の実現

雲仙地域の地熱や、島原半島の長い日照時間等の特徴を活かした自然エネルギーの活用や、仁田峠のパーク&ライドの実施等による環境配慮型の観光地づくりを目指す。また、島原半島の地元の食材や材料を活かした生産者の顔がみえる食や商品を提供するとともに、訪れる誰もが心地よく過ごせるためのユニバーサルデザインの導入等、安全・安心な観光地づくりを目指す。

戦略4 地域の恵みを活かしたゆっくり癒され楽しめる滞在型国立公園・観光地の実現

半日～1泊の滞在延長を目指すところからはじめ、最終的に1週間以上の長期滞在にも対応できる地域の恵みを活かしたアクティビティやガイドの充実、各利用拠点の機能強化と連携強化、街あるきをしたくなる湯めぐり等の仕掛けや各商店・飲食店の魅力向上、温泉街としての空間のブラッシュアップ等を実施し、ゆっくり癒され楽しめる「雲の上のトレッキングスパリゾート」を目指す。

戦略5 持続可能な推進体制の構築

雲仙プラン100にある各行動計画の実現に

は、多くの組織や個人がかかわり、それらが相互に協力してはじめて、具体的取り組みが成り立つものである。このため、プラン実現に向けた持続可能な推進組織を設置し、行動計画の実現のための各種調整や推進の支援、プランの進捗評価・見直し、必要な人材等を行う。また、実現したものをより効果的に訴求させる戦略的情報発信や、プランの見直しを行うためのマーケティングやブランディング等を繰り返し行う。

2 雲仙プラン100地域づくり委員会の活動内容

2014年度の活動内容は、「雲仙プラン100地域づくり委員会 総会資料」(2015年2月23日)を用いて整理すると、以下のとおりである。

(1) 半島連携部会

① 島原半島農業生産者との連携

島原半島は県内有数の農作物生産地であり、農家との連携や農作物広報のため、会員に島原半島の農作物詰め合わせを送付した。

② 雲仙市オリーブ協議会との連携

2014年度に雲仙市オリーブ協議会に入会して、相互協力を推進することにした。

③ 島原半島フェノロジーカレンダーの作成

島原半島の四季、動植物、生業、祭り、行事などの諸情報を地域資源として表現したポスター形式のカレンダーを作成した。

④ ペーロン大会の参加

2014年7月27日に開催された南島原市の口之津マリンフェスタに協力参加した。

(2) 景観整備・エコ部会

① 景観整備事業

良質な景観の維持・整備を目的として、雲仙ゴルフ場の景観を阻害する樹木の伐採を2015年3月7日、17日、21日

の3回実施した。

②地獄景観整備計画の策定

環境省の雲仙温泉地域集団施設地区再整備事業の一環として、雲仙地獄の景観整備に関する借地権者との協議を2014年12月11日と翌年1月28日に実施した。

③雲仙遺産認定計画

雲仙の自然・歴史・文化遺産の中から「雲仙遺産」として認定するために、投票用紙を作成・配布するとともに、雲仙温泉の主要施設35カ所に投票箱を設置した。投票数は764票であった。

(3)自然活用・まち歩き部会

美容と健康をテーマとする雲仙温泉の新たな滞在プログラムなどを提供した。

①山岳アクティビティー

ノルディックウォークインストラクター団体「ARUKU mont-unZen」を設立して、早朝の雲仙温泉ノルディックウォーク体験を実施した。日時は毎週土・日・月曜日の午前7時～8時、料金は1人1,000円であり、前日21時までには宿泊施設にて予約する必要がある。

②トレイルランニング

長崎ウェルネススポーツ教育センターの協力を得て、コース図を作成するとともに、2015年2月11日にモニターツアーを実施し、35名が参加した。

③ノースフェイス長崎支店雲仙普賢岳登山会

2014年10月26日に、ノースフェイス長崎支店主催の雲仙普賢岳登山会が開催され、20名が参加した。

④地元食材を使った野菜料理研究会

雲仙温泉の宿泊施設で地元野菜を使った野菜料理を提供するための講習会を行った。この講習会は雲仙市愛野の野菜料理家を講師に招き、2014年7月29日(於：九州ホテル)、9月2日(於：雲仙福田屋)、12月9日(於：東園)で実施した。12月9日には、雲仙市有機野菜農業推進ネッ

トワークとの懇談会も行われた。

⑤硫黄泉の研究実験

雲仙温泉の硫黄成分が老化抑制と美肌に効果があるのかについて、法政大学教授による実験が行われた。

⑥温泉や食による街あるき仕掛けづくり

雲仙温泉の各種施設で使用できる料金割引のクーポン冊子「UNZEN TRIP」を作成した。

⑦コンテンツ・プログラムの広報

雲仙温泉の誘客の取り組みを雑誌『Discover Japan』に掲載した。

⑧雲仙天草国立公園雲仙温泉集団施設地区再整備計画策定(環境省)への協力

雲仙地獄を一層魅力的な観光地にするための工事に協力した。工事場所は、50周年記念広場、雲仙地獄入口周辺(清七地獄)、お糸地獄・真智子岩周辺、大叫喚地獄の4カ所である。

(4)総務部会

①情報戦略事業

雲仙プラン100地域づくり委員会の活動内容の広報誌『雲仙ing』を発行した。

②雲仙人の育成事業

a. 「はじめての雲仙さがし」新入社員研修会

2014年4月9日と4月27日に、雲仙温泉の旅館・ホテルの新入社員を対象に、雲仙の自然や歴史を座学とフィールドワークを通じて学ぶ研修会を実施した。参加者数は55名であった。

b. おもてなし研修会

2014年7月18日に、雲仙温泉の旅館・ホテルの接客係を対象とした礼儀作法や身だしなみの指導を行い、66名が参加した。

c. リーダー研修会

2014年12月4日に、雲仙温泉の各種事業所の管理職を対象に、社員の職務意欲向上を図るための講演会をホテル東洋館で行った。参加者数は75名であった。

3 むすび

どの観光地も単独では持続可能な発展が困難な現代社会において、雲仙温泉では周辺の街や農村、海岸や山地など多様な観光地と連携を強化することで、誘客を図ろうとしている。国立公園の域内にとどまらず、島原半島全体の地域振興を考慮して策定された雲仙プラン100は、島原半島の多様な観光資源を有効に活用させる事業計画であるといえる。

(文責 池永正人)

報告 1

九州における広域観光と温泉との関係について

能津 和雄(東海大学)

1 はじめに

これまで黒川温泉(熊本県)における歴史や実態を研究してきたが、その過程で受入側と訪問客の意識の違いについて徐々に明らかになってきた。中でも温泉地自体が自らの旅館や地域を売り込もうとする際、単純に黒川温泉のPRの魅力を訴えるだけでは限界があることが見えてきた。特に黒川温泉が「大分県に所在する」と誤解している人が、本州方面、とりわけ関西地方居住者に多いことが判明している。さらに、黒川温泉を訪れる観光客はその多くが他の観光地とセットで周遊しているとみられ、「黒川温泉のみを目的地」として来訪される来訪者は少ないのではないかと、という仮説を立てている状況である。

なぜ黒川温泉が大分県と誤解されるのか。確かに地理的に大分県境に位置することは大きな理由であると考えられるが、単にそれだけでは説明がつかないのではないかと考えた。黒川温泉は昭和後期に突然有名になって全国区になった温泉地ではあることから、それ以前からの九州における周遊観光がどのように発展してきたのか、という歴史的経緯を検証する必要性を強く感じた。その問題意識のもとで、本発表では黒川温泉をかすめる形で通じている「別府阿蘇道路」(通称:やまなみハイウェイ)に着目し、その歴史をたどることで九州における広域観光と温泉との関係を明らかにしたい。

2 やまなみハイウェイについて

やまなみハイウェイは「九州横断道路」の一部とみなされているため、「九州横断道路」「別府阿蘇道路」「やまなみハイウェイ」をキーワードとして先行研究を調査した。しか

し、論文に関しては建設における技術的な内容がいくつか見られる程度で、その影響を地域振興の分野から広範囲に研究したものは見当たらなかった。

一方、別府市が策定した「別府市湯けむり景観保存計画」において、第2部第8章「温泉観光の過去と現在」(中山 2012)において、別府における観光振興の過程における九州横断道路の歴史について概略的に記されている。その一方で、安武(2010)が九重観光ホテル所蔵の写真をもとにインターネット上(<http://music.itigo.jp/yamanami/>)で開通のいきさつについて紹介していることが注目される。それによれば、その起源は「別府観光の父」油屋熊八にあることが記されている。次頁の表はこの2つの文献をもとに、その歴史概略を記したものである。

この表を見ても分かる通り、有料区間である別府阿蘇道路は大分県由布市の水分峠から熊本県阿蘇市の城山までであるが、実際には無料区間も含めた形で、別府(国際観光港)―城島高原―由布院―水分峠―飯田高原―長者原―牧ノ戸峠―瀬の本―城山―阿蘇一の宮(宮地=阿蘇市)のルートが成立した形となっている。開通年である1964(昭和39)年は東海道新幹線が東京―新大阪の区間で開通したばかりであり、航空機の利用もあまり一般的でなかったため、大阪から運航されるフェリーが到着する別府起点の広域観光が形成されたことはごく自然の成り行きだったといえる。

九州横断道路終点の阿蘇一の宮(JR宮地駅前)で接続している国道57号線は、阿蘇市から大津町・菊陽町を経て熊本市へ通じ、さらに宇土(うと)市から宇城(うき)市三角(み

すみ) 港に達する。その後、島原湾の対岸である長崎県島原市の島原外港から雲仙岳を登って雲仙市の雲仙温泉に達し、西に向かって下山して小浜温泉に通じる。その後、諫早市から国道34号線との重複区間となり、長崎

市に至っている(頁下の図)。広義での九州横断道路はこの国道57号線も含んでおり、三角から島原までの海上ルートはフェリーで連絡する形がとられた。

この広義での九州横断道路の開通に合わせて

表 九州横断道路の歴史概略

1927(昭和2)年	油屋熊八、別府・阿蘇・熊本・長崎を結ぶ道路と観光地作りを盛り込んだ「九州大国立公園実現提唱」を提唱
1931(昭和6)年	「九州横断国際遊覧大幹線」が大分、熊本、長崎の各県知事らによって決定される
1948(昭和23)年	「横断道路建設期成同盟」が結成される
1950(昭和25)年	大分県「横断道路建設基本計画」認可
1951(昭和26)年	別府国際観光港より道路改修がスタート
1955(昭和30)年	「九州横断道路建設促進期成同盟」別府市、湯布院町、九重町、久住町が中心となって結成
1958(昭和33)年	当時の国道210号線別府一志高湖の区間で道路改修工事開始
1959(昭和34)年	国道210号線由布院一水分峠の区間で道路改修工事開始
1961(昭和36)年	飯田高原一阿蘇(一の宮)の区間で道路建設工事開始
1964(昭和39)年	6月25日長者原(大分県九重町)一城山(熊本県阿蘇市)の区間が供用開始。10月3日水分峠(大分県由布市)一長者原が供用開始、「九州横断別府阿蘇道路開通式」が行われ全線開通。
1994(平成6)年	6月25日をもって別府阿蘇道路は無料化され、主要地方道別府一の宮線(熊本県道・大分県道11号線)となる



図 広義での九州横断道路路線図

て定期観光バス運行の機運が盛り上がり、熊本を代表するバス会社である九州産業交通が周辺県のバス会社に呼びかけて九州国際観光バスが設立され、同社は1964（昭和39）年10月の別府阿蘇道路全通と同時に定期観光バス「九州横断バス」を別府—阿蘇—熊本—三角—雲仙—長崎のルートで運行を始めた。このバスは全区間のみならず一部区間のみの運行が存在するなど多様なダイヤ設定が行われ、三角から雲仙の区間はカーフェリーを利用して直通するという、ユニークな運行形態もとられた。

しかし、モータリゼーションの影響で「九州横断バス」の利用は減少の一途をたどるようになり、九州国際観光バスは1999（平成11）年に会社清算され、「九州横断バス」の運行は九州産交バスに引き継がれた。2003（平成14）年には地元からの強い要望により黒川温泉を経由するルートに変更され、その後熊本—長崎の区間が廃止されて現在に至っている。

この交通体系が九州における周遊型の広域観光を定着させる大きな要因となり、別府—由布院—阿蘇—熊本のルートが「定番コース」として形成されるに至り、とりわけフェリーの始発地周辺の関西地方の人たちにとって、九州への玄関口は別府、もしくは大分県という意識が強くなったものであると考えられる。

3 黒川温泉の台頭とルートの変化

露天風呂めぐりと入湯手形の登場によって、近隣の瀬の本の陰に隠れがちであった黒川温泉が脚光を浴びるようになったのは1985（昭和60）年前後になってからのことである。家族連れや小グループが中心とした宿泊客が急増したが、有名になるにつれてやまなみハイウェイを熟知する旅行会社も黒川温泉を含む形でのツアー設定を行うようになった。

しかし、黒川温泉では露天風呂への入浴を

するだけの「立ち寄り観光スポット」の扱いであり、各旅館の規模が比較的小さいことから、ツアー客の宿泊は一部を除き難しい状況が続いている。このため、黒川温泉はやまなみハイウェイ上の有力観光地である由布院温泉と周遊する形が一般的となり、このことが大分県に所在すると誤解される要因を生んでいると考えられる。

つまり、黒川温泉はもともと存在していた周遊ルートを少し変えるだけで広域観光の対象となり得たわけであり、この段階で瀬の本とは立場が逆転することとなった。現在は瀬の本に存在するホテルも黒川温泉観光旅館協同組合の組合員となり、黒川温泉の一部として正式に認知されるに至っている。

その一方で、宮崎県北部の観光地である高千穂は、2005（平成17）年に発生した水害によって甚大な被害を受け、その結果、延岡への交通手段であった高千穂鉄道が廃止されるという状況となった。同じ年に高千穂町は財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）の「地域再生マネージャー事業」の助成を受け、派遣された航空会社出身の地域再生マネージャーが主導する形で、観光振興に力を入れ始めた。

東京でのイベントなどが功を奏して高千穂を目指す観光客が増え始めたが、その過程で旅行会社によって由布院温泉と黒川温泉と高千穂を結ぶツアー造成が行われ、やまなみハイウェイから外れる形での新たな広域観光ルートの形成に至っている。

さらに、ツアーパンフレットは一般の旅行者も周遊ルートの参考にすることが多いため、黒川温泉から高千穂へ向かう個人客が増えた。この状況を知らなかった黒川温泉サイドでは、当初は高千穂へのルートを尋ねられても満足な回答をすることができない状況が起きていた。この件の詳細ないきさつについては、今後詳細を調査する必要があるが、観光客がどのように情報をつかんでいるのか、ということをあらかじめ知ることは、宿泊客

を獲得するうえで避けて通れない状況にあるといえよう。

4 おわりに

九州における広域観光は、温泉地を含んだ形で観光地を周る周遊型で発展してきた。しかし、移動が多い周遊型では滞在時間が限られるために、温泉地にとっては連泊してもらえるチャンスに乏しい結果を生んでいる。広域観光で発展してきた九州の観光ではあるが、近年は訪問客の減少に悩む観光地も多く、黒川温泉も例外ではない。

この状況を打開し、温泉地を振興させていくには、これまでのような「観光地のひとつ」として周遊型の旅行に温泉地の宿泊を組み込むのではなく、「温泉地での滞在」をメインにして滞在地から各観光地へ足を延ばす形の、いわゆる「着地型観光」の考え方を導入する必要があるのではないか。

そのためには各温泉地や自治体が、まずは連泊してもらえる環境を整備したうえで宿泊客の誘致に努め、同時に滞在先からの観光地へのサイドトリップ（日帰り旅行）ができるような仕組みづくりが必要といえよう。当然のことながら、サイドトリップの行き先は同一県内にこだわらず、県境を越えた連携をも構築することにより観光客の需要に対応できるようにすることが望ましい。

謝辞

本稿はJSPS 科研費 26360076 の助成を受けた研究の成果である。ここに記して謝意を表する。

参考文献

酒井健亀 (1981) : 『岡力男伝』岡力男伝編集委員会。

財団法人地域総合整備財団 (2007) : 『「地域再生マネージャー事業」(平成 18 年度 各事業の取り組み概要)』(2015.4.14 閲覧)

<http://www.furusato-zaidan.or.jp/chiiki/>

pdf5/1239174062659.pdf

安武秀年 (2010) : 『やまなみハイウェイ開通までの道のり』(2015.4.11 閲覧)

http://music.itigo.jp/yamanami/?page_id=6

中山昭則 (2012) : 「温泉観光の過去と現在」所収 : 別府市『別府市湯けむり景観保存計画』、156-196。

加藤佳一編 (2014) : 『九州産交バス (BJ ハンドブックシリーズ)』BJ エディターズ。

報告2

温泉地とおもてなし—別府温泉郷でのスマホを利用した温泉コンシェルジュの取り組み～スマホアプリ「別府八湯おもてなし事典」の開発～

齊藤 雅樹 (東海大学海洋学部)

中川 忠宣・安達 美和子 (大分大学高度教育開発センター)

武本 幹夫 (一般社団法人プテラ)

1 はじめに

「おもてなし」は、従来から日本の観光の強みと理解されてきたが、東京オリンピック誘致活動で一躍脚光を浴びたことを契機に、新たなアピールポイントとして各地で様々な取り組みが始まっている。

温泉地における「おもてなし」のレベルアップを目指し、別府温泉郷では「温泉コンシェルジュ」の養成事業を行っている。その一環として、別府の観光スポットや温泉の基礎知識を4か国語(5字体)で表示可能な、コンシェルジュなどホテル・旅館の従業員向けタブレット・スマートフォンアプリ「おもてなし事典」の開発を行ったので報告する。

2 温泉コンシェルジュ養成事業の概要

温泉コンシェルジュとは、温泉観光において最高の満足感を提供すべく旅行者の種々の質問・要望に対応する「よろず相談係」である。単なる観光地の紹介に留まらず、正しい温泉知識に基づいて温泉の魅力を的確に発信することが求められる。

特に、別府温泉郷は国内最大の源泉数や豊富な泉質・様式を持ち、温泉コンシェルジュが説明すべき情報は多岐にわたる。最近の旅行者の温泉知識が高度化する一方で、日本の温泉文化を背景に持たないインバウンド旅行者も増加しており、両者に高品質なおもてなしを提供するにはかなりの技量が必要と考えられ、相応の人材養成が欠かせない。

現在、別府では各種の人材養成プログラム

が官民双方により運営されている。新たな試みとして大分大学を中心に、別府市、地域のNPO、別府市観光協会、そしてコンシェルジュを育成する別府溝部学園短期大学等でプロジェクトを組織し、「温泉コンシェルジュ」養成事業が始まった(文科省「成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進事業」)。平成25年度は授業カリキュラムの作成(図1)、26年度は試験的運用(授業検証)、27年度からは同短期大学食物栄養科の中に「温泉コンシェルジュコース」が設けられている。

温泉大国・日本にあつて、高い専門性と横断的な領域をカバーする温泉分野の研究機関、教育機関はいまだ存在していない。分野を限定した専門機関や、反対に浅く広い情報を提供する市民向け講座などは各地にあるものの、「温泉大学」はおろか「温泉学部」「温泉学科」もない現状である。その中で、既存の短期大学に「温泉」の名を冠したコースが文科省事業で開設されることは歓迎すべきことであり、将来の温泉大学設立に向けた礎となることが期待される。

図1に示す10科目が「温泉コンシェルジュコース」にて開講される。座学のほか、演習科目も用意され、温泉ホテルで実際の宿泊客相手に接客を行うインターンシップの授業や顧客へのサービスを企画する実習もある。

現役大学生世代の参加が期待されていたものの、平成26年度の無料公開講座ではシニア層の受講が多く、生涯学習的な雰囲気も感

1年生対象科目		別府に関する基礎的な学びをします		
科目名	履修内容	時間数	単位数	
1科目目 温泉コンシェルジュ基礎	温泉コンシェルジュに求められるものを理解し、別府の魅力を提供する総合的な接客サービスの内容を学びます。	講義 15コマ	2単位	
2科目目 別府の歴史と発展	別府の歴史から自然・人物・文化・産業に関する発展の知識を持ち、各種資料による別府の学びをします。	講義 15コマ	2単位	
3科目目 まちづくりと景観	別府のまちづくりと景観について一定の知識を持ち、他の地域と比較した特色を学びます。	講義 15コマ	2単位	
4科目目 温泉学	温泉の成り立ちや泉質、効能等の基礎知識を学ぶとともに、温泉を活用した産業、文化を学びます。	講義 15コマ	2単位	
5科目目 おもてなし演習	宿泊施設における職能別の職務を体験し、宿泊施設の業務と、業務ごとのおもてなしの心を学びます。	演習 30コマ	2単位	

2年生対象科目		専門的な学びと実習を行い、コンシェルジュとして資質・能力を養成します		
科目名	履修内容	時間数	単位数	
1科目目 温泉の基礎	温泉の様々な利用を知り、別府における温泉産業、サービス、情報発信等を学びます。	講義 15コマ	2単位	
2科目目 温泉コンシェルジュ実習Ⅰ	別府市内の地理や交通手段を学び、温泉を活用した・PRするイベントや温泉体験等の別府案内ができる力を育成します。	演習 30コマ	2単位	
3科目目 温泉コンシェルジュ実習Ⅱ	別府温泉の観光・健康・医療・食等のコンシェルジュとしての総合的な企画プログラムを提案できる力を育成します。	演習 30コマ	2単位	
4科目目 温泉医療療養指導	温泉による健康・医療について、温泉の様々な効能と泉質の関係を学びます。	講義 15コマ	2単位	
5科目目 健康トレーニング	温泉を活用した健康トレーニングや温泉との関係に限らず広く癒しや健康増進のトレーニングプログラムを学びます。	講義 15コマ	2単位	

図1 別府溝部学園短期大学「温泉コンシェルジュコース」で開講される10科目

じられた。平成27年度から本格開講となる「温泉コンシェルジュコース」（定員20名）には、現役大学生世代の参加が期待されていたものの、入学した学生は5名（高校卒業からの入学が2名、社会人からの入学が3名）、温泉コンシェルジュコースの聴講生としての社会人が4名であり、今後の課題となっている。

しかし、昨年度（0期生）の社会人受講生のうち14名が温泉コンシェルジュの認証取得を目指して2年生コースの聴講生となるなど、「温泉コンシェルジュ」の知名度は徐々に高くなっており、今後、雇用の確保を含めて、入学生への広報活動を充実していくことにしている。

3 タブレット・スマートフォンアプリ「別府八湯おもてなし事典」の開発

温泉コンシェルジュコース10科目はそれぞれ専門分野の講師が担当している。それぞれの講座内容を習得することは高度なおもてなしの提供につながる。しかし、短期間のコースで全てを身に付けることが困難なことも事実である。

そこで、各講座の内容から抽出した約250項目について、50～100字程度の簡潔な説明を4か国語、5字体（日、英、韓、中文簡体、中文繁体）で表示するiPhone/iPadおよびAndroidのタブレット・スマートフォン用アプリ「別府八湯おもてなし事典」を開発し、平成27年2月にリリースした。

原稿作成は講座の講師が行い、外国語への翻訳は、各言語のみならず温泉にも精通する

専門家に依頼した。また、接客の際に使用する会話については、現役のホテルコンシェルジュに原稿作成を依頼した。掲載に際しては、例えば、「露天風呂はどこにありますか?」「露天温泉在哪里?(ルチアンウェンチウエンザイナリ)」のように発音をカタカナで併記して、利便性を高めている。

作成の際には、外国語を使えない監修者がカタカナ表記を発音し、翻訳者が手直しをするフィードバック工程を入れ、より実際の発音を目指している。

この「別府八湯おもてなし事典」を温泉コンシェルジュが接客の場面で使うことにより、必要な温泉情報や言い回しを速やかに思い出し、応対することができる。特に外国人観光客に対しては、状況により画面の外国語を相手に見せて説明するような使い方も想定され、より満足度の高いおもてなしにつながる」と期待される。

「別府八湯おもてなし事典」は、以下の5部構成である。

1. 別府発温泉コンシェルジュについて
2. 別府発温泉コンシェルジュが紹介する別府の魅力
3. (別府)温泉の知識(魅力)
4. おもてなしに大切な用語と会話
5. 温泉コンシェルジュ養成へのご案内

それぞれの目次から項目を選ぶと、まず日本語の説明文が表示される。その下に、外国語選択ボタンが4つあり(英、韓、中文簡体、中文繁体)、そこに触れると各言語で説明が表示される。会話文には読み仮名も併記される(図2)。一部の項目は、より詳細な情報も併せて読むことができる(日本語のみ)。

あくまで、おもてなし(接客)の現場における使用を想定しているため、2~3行のサンプルで平易な内容を心がけ、スマートフォンの小さな画面でも表示可能な分量としている。

翻訳に際しては、日本の温泉文化に特有の概念や表現について配慮を必要とした。

例えば、「源泉かけ流し」を英語に直訳し



図2 「別府八湯おもてなし事典」の画面

ただけでは、英語圏の観光客に意味が的確に伝わるとは考えられない。そこで、この言葉の背景や意義の簡単な解説まで含めた表現にしている。

すなわち、日本語表記では「温泉法で定められた温泉で源泉の湯を加工しないで浴槽まで導く使用方法」とシンプルな説明であるが、英語表記では「Gensen kakenagashi : This is the use of hot spring water in a bathtub without mixing cool water nor circulation. In this case hot spring water should be given a certificate of authenticity. Some facilities add cool water to cool original hot spring water to a suitable temperature for bathing, and other numerous facilities are equipped with circulation, filtration and disinfection devices in order to match the natural discharge of hot spring water with the demanded quantity of their facilities.」と詳説している。

4 むすび

今回制作した「別府八湯おもてなし事典」と同種の「温泉辞典」的なものはインターネット上で散見されるものの、ホテル・旅館のスタッフが主に利用することを目的としたタブレット・スマホアプリは先例が見られず、手探りの開発となった。

現在、ホテル・旅館のスタッフに使用感や要望事項をヒアリングしており、外国語の読み上げ機能や他の言語への対応も含め、機能の充実・改善を図ったバージョンアップを予定しており、旅行者へのおもてなしの一助に活用して頂きたいと願っている。

また、本アプリは別府温泉郷を対象としたが、全国の温泉と共通する項目も多く、地域項目を加えれば各地方版を比較的容易に制作できるため、各温泉地との連携も検討したい。

謝辞

本アプリの翻訳にご尽力頂き、開発にご助言を頂いた浜田真之先生、鈴木晶先生、小堀貴亮先生、孫在奉先生、ジュリ・ジョイ・ヌートバ先生に御礼申し上げます。

書評①

門脇 啓二著：『ルポ アトピー患者がつどう温泉 豊富温泉という福音』

三五館 229頁 2014年10月
定価 1,400円(税別)

本書は、重篤なアトピー性皮膚炎や乾癬患者の聖地になっている北海道・豊富温泉に関するルポである。アトピーに効くといわれる温泉地は全国に多数あるが、実際に温泉治療で活用されている話はあまり聞かない。しかし、口コミやインターネット掲示板で話題になり、全国から患者がつどっている豊富温泉はまさに本物である。

北海道を30年以上に渡って取材している筆者は、大勢の人々が救いを求めてやってくる豊富温泉の実態が道内ですらあまり聞こえてこなく、温泉治療を頭から否定する医療関係者がいることに疑問を感じ、腰を据えて取材をすることにしたという。

本書では、自殺まで考えた人が豊富温泉に行って救われた話や、現地に移住した人の話などを詳しく取材し、まとめている。

第1章「死まで考えた壮絶な経歴」では、筆者が最初に豊富町を取材したときの体験談に始まり、ある湯治客が豊富町に移住するまでの話について述べている。

第2章「それぞれの豊富への道」では、様々な事情を抱えながら豊富温泉で湯治を行い、その後、豊富町や隣の天塩町に移住した人々について述べている。

第3章「アトピーフォーラムが作り出すもの」では、後にアトピーフォーラムを主催する女性が豊富温泉へ辿り着くまでの軌跡と、筆者が参加したアトピーフォーラム in 豊富について述べている。

第4章「なぜ効くのか？」では、アトピーフォーラム in 豊富や関連する講演会、史料をもとに豊富温泉の効能や歴史について述べている。

第5章「迎える人々」では、豊富温泉で宿

泊施設を運営する立場から、部屋数の確保、食事の調達の問題とその解決策について述べている。

第6章「救いの温泉郷」では、患者と医者が対立するなかで湯治を続ける人々の活動が広がり、豊富温泉が救いの温泉郷になる様を述べている。

第7章「新たな歩み一歩ずつ」では、湯治客が医療費の所得控除を受けられるようにするための温泉利用型健康増進施設認定に向けた活動など、最新の動向について述べ、締めている。

本書は、現在の主流である薬を使う治療から、その代替療法として注目される温泉治療の今後の発展を見据える上で、参考にすべきものである。

豊富温泉は、ナトリウム-塩化物泉(弱アルカリ性高張性低温泉)とナトリウム-塩化物・炭酸水素塩泉(弱アルカリ性高張性高温泉)の2種類の泉源があり、一見すると平凡な泉質に見える。しかし、成分総計は約13g/kgもある濃い温泉で、温泉水が石油や天然ガスとともに湧出してくるため油分を含んでおり、植物起源の有機質が含まれたモール泉でもある。

鉱泉分析法指針の区分からやや外れた存在である豊富温泉は希少であり、患者にとって唯一無二の聖地になっている。かつての聖地であり、湯治場として栄えた古くからの温泉地の多くは、観光地になり、その後、廃れている。そのような中、豊富温泉のような新しい聖地が誕生し、発展していく様は、現代社会における湯治場のあり方を改めて考えるきっかけになるだろう。

(松本 馨)

書評②

万城目学著：『城崎裁判』

NPO法人本と温泉 36頁 2014年8月
定価 1,700円(税別)

古湯には、研究意欲をそそるものが数多く存在する。その中で城崎温泉は、日本人、特に関西の人たちにとって、有馬、白浜と並んで親しまれている国内有数の温泉地である。また、この温泉地については、様々な分野から探求が可能である。

法律学の分野からは、内湯紛争からの温泉権問題や以降の温泉の集中管理が、観光学の分野からは、大谿川沿いのまちなみ景観やズワイガニ等の海産物に関心が向けられよう。なお、まちなみ景観に関しては、1939年の北但震災と城崎町の壊滅から、今日の城崎温泉が企図されていたことにも目が向けられてよいところである。更に、『古今和歌集』を引き出すまでもなく、多くの文豪等が訪れた温泉地であるため、文学としても興味は尽きない。

筆者は、平成の合併という行政課題にも関心を抱いて、この冬、20数年振りに当地を訪れた。そこで手にしたのが、『城崎裁判』である。文学に疎い者として、本書自体の書評としては無理がある点を予めご容赦を願っておく。本書の著者は、第4回ボイルドエッグズ新人賞を『鴨川ホルモー』で受賞し、その映画化や直木賞候補作やエッセー等もある個性的な小説家である。本書も、城崎温泉を舞台に外湯等を巡りながら、作者独特の感性での小編となっている。文学の分野も多岐にわたることから、作品自体の評は、読者に委ねたい。

これを書評として取り上げた理由は、著者自身の姿勢もあるが、この発行・販売方法が目にとまったことにある。市中には数多くの出版物があるが、図書館で検索されるものだけがすべてではない。これは現地のNPO法

人の手による。さらに言及すると、2013年に『注釈・城の崎にて』が発行・販売されており、『城崎裁判』は2冊目となる。

先の発行作品には、「志賀直哉城崎温泉来訪100周年記念事業実行委員会の協力」と記されている。これらからは温泉地域の市民社会の胎動がうかがわれる。即ち、城崎温泉の人たちによるNPO法人の活動が、市民の力として発揮されてきていることを想起させる。そこには、行政や企業の活動とは異なる、現代社会の新たな動きを見ることができよう。

『城崎裁判』は、先の『注釈・城の崎にて』と同じく意匠が洒落ている。また、両書は、現地でなければ購入することができない。「名物に旨いものなし」の言葉があるが、旅の途中で手にするものとしては、ハンディで、なかなか個性溢れる仕様に仕上がっている。NPO法人の活動自体は、経営等の面では苦勞が多いことも耳にするが、NPO法人ならではの独自色が出せる強みも持っている。これを具現化したものが『城崎裁判』刊行等であり、両著とも既に版を重ねている。城崎温泉も歴史を経、新たな姿を現し始めているのである。

本書は、先に文芸誌に掲載されており、その評を既に目にされているかもしれないが、温泉地には、温泉と同様、その地域でこそ触れられたり、得られたりする事物がある好例として、書評に取り上げた次第である。地域の力は、これまでのセクターでは行き届かぬものに対し、自ら考え、行動力を発揮してきている。本書は、現在社会の多様な温泉地のフィールドを知る点から、欠かせない視点を示唆している。

(岡村慎一郎)

温泉地情報

長野県茅野市における「福祉コミュニティ温泉」の整備

澤田陽介(フリーライター)

1 茅野市周辺の温泉概要

長野県の南信地方に位置する茅野(ちの)市は、推計人口5万5千人の街である。標高3000メートルに迫る山々を持つ八ヶ岳から、蓼科(たてしな)高原に代表されるリゾート地、白樺湖などの清流も、自慢の観光名所となっている。また、JRの中央本線や、中央自動車道も通っているため、日常生活と流通の面でも、人や物の往来が盛んである。

茅野市内をはじめ、付近の市町村には温泉地も多い。まず高温の酸性泉を持つ蓼科温泉や、「信玄の隠し湯」と言われる奥蓼科温泉がある。山をひとつ越えた小海町には、松原湖温泉と海ノ口温泉がある。隣接する諏訪市には、人気の高い上諏訪、下諏訪の温泉も存在している。観光客の大半は、それらの温泉地に滞在及び立ち寄り入浴を求めるといふ現状である。

2 福祉コミュニティ温泉

リゾート地や人気温泉地に囲まれる茅野市では、地域住民を主な対象とした「福祉コミュニティ温泉」と地元で呼んでいる温泉入浴施設が充実している。施設の概要としては、健康生活の維持を図る福祉の面と、近隣住民の社交場を兼ねることを目的とした日帰り温泉施設ということになる。

市民に対する大幅な入浴割引サービスをはじめ、格安の温泉スタンドや、施設のバリアフリー化、床暖房の設備も行き届き、高齢者対策の観点からも優れた構造である。もちろん、市外居住者の一般利用も可能となっている。なお、当該施設は、管理委託制度での営業であるが、市が運営し、地域福祉推進課が担当する、公共温泉施設の立場にある。

3 施設選択の多様化

福祉コミュニティ温泉は、平成2年から順次開業されてきた。その数は現在で6カ所にのぼり、半径約5kmの範囲に点在している。全国に、村や組織で複数の共同浴場を管理する温泉地はあるが、茅野市のように充実した温泉施設を、一定範囲内に整備する自治体は少ないだろう。

各施設を開業年が古い順番で紹介しておきたい。最も交通量の多い市街地にある上原温泉「アクアランド茅野」は、プールを併設した複合施設の顔を持つ。一級河川、柳川に面した河原温泉「河原の湯」は、併設の食事処の評判を高くしている。宿場町跡に湧く金沢温泉「金鶏(きんけい)の湯」は、外観に宿場の風情を採り入れた、凝った造りになっている。縄文時代の遺跡に近い、尖石(とがりいし)温泉「縄文の湯」は、6カ所のうち唯一、露天風呂を持ち、混雑必至の一番人気である。玉宮温泉「望岳(ぼうがく)の湯」では、その名のとおり、入浴しながら八ヶ岳が一望であるし、米沢温泉「塩壺(しょつぼ)の湯」には、源泉で満たす冷泉浴槽が用意されている。

また、6カ所の定休日が月曜から金曜日にかけて分散される点もユニークである。つまり、月曜日は施設Aが休みとなるため、いつもAに入る人々が施設Bに入浴する。それにより、通常はBに入っている人とも顔を合わせることになり、地域住民間の交流幅が広がる。コミュニティ温泉としての役割を満たすことに繋がるわけである。

4 利用状況と課題

茅野市では、年度別温泉入場者数の内訳を

オンラインで配信している。各施設とも、大幅な利用者の増減は見られないが、高齢者の利用数が増え、中学生以下が減少している点は、現代社会の縮図といえるだろうか。

また、今後の課題としては、いかに利用者を確保するかに尽きる。現在、各施設の横断的なスタンプラリーの実施や、旅行誌への掲

載、ふるさと納税の返礼としての入浴券配布など、市外利用者へ向けた強化策を取っている。しかし、観光地化する近隣の温泉地とは異なり、地元密着という本質を維持することも重要だろう。その両側面をどのように共存させて行くか、今後の新規施設開業等も含め、興味深く注視しておきたい。

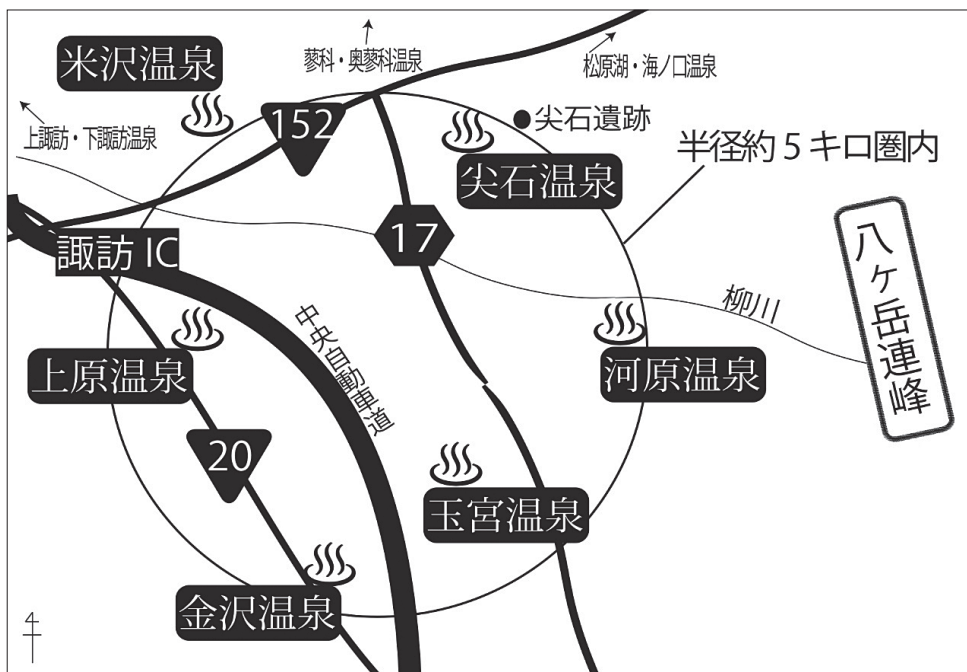


図 福祉コミュニティ温泉の位置図
(注) 筆者作成。



写真1 最新施設「塩壺の湯」の浴室
(注) いずれも筆者撮影。



写真2 一番人気の「縄文の湯」

学会記事

●日本温泉地域学会第26回研究発表大会

2015(平成27)年11月23日(月・祝日)・24日(火)の両日、日本温泉地域学会第26回研究発表大会を神奈川県箱根町の箱根湯本温泉にて開催します。箱根湯本温泉は箱根の山の東の玄関口にあたり、奈良時代天平年間に開湯されたと伝えられる(早雲寺文書「熊野権現願文」より)、歴史ある温泉地でかつ古代からの宿場町です。

今年の春以降、大涌谷における火山活動が注視され、箱根温泉郷全般に深刻な影響が及んでいます。大涌谷「火口」周辺における火山活動の今後の見通しについては予断を許しませんが、本大会開催を箱根の最新の状況を科学的に理解し、共有する機会ともしたいと考えています。これまでも霧島温泉郷や蔵王温泉など火山周辺の温泉地は、風評被害にも心を痛めてきました。同じような問題を抱えている箱根温泉郷への激励と連帯を込めて、多くの会員の参加を要請します。

日本温泉地域学会第26回研究発表大会スケジュール

開催温泉地：神奈川県箱根町箱根湯本温泉

開催日：2015(平成27)年11月23日(月・祝日)～24日(火)

発表会場：ホテル南風荘 TEL.0460-85-5505

宿泊施設：ホテル南風荘

懇親会場：ホテル南風荘

視察会集合：11月23日(月・祝日) JR・小田急小田原駅西口。視察会12時50分出発

受付：11月23日(月) 17:00～ホテル南風荘

11月24日(火) 8:40～ホテル南風荘

参加費：一般会員・賛助会員2,000円、学生会員1,000円、その他1,000円(資料代)

懇親会費：6,000円(学生4,000円)。学会指定宿を利用する場合、懇親会費は宿泊費に含まれます

宿泊費：学会指定宿を利用する場合、懇親会費・朝食込みの1部屋3～4名利用基本で1人当たり料金1万3,000円(消費税+入湯税の一部込み)です。観光シーズンで宿泊料金が高くなっていることや、これまで学会で負担してきた消費税値上げ分等により、従来より少し高くなっていますが、了承ください。

2名1室希望の場合は、1人当たり料金1万6,200円(消費税込)です。なお、一人室希望は宿泊料金がさらに高くなるので、希望される方は箱根湯本温泉のほかの宿を当たることを勧めます。

参加申込：参加者は下記参加形態によって該当金額を郵便振替で学会事務局振替口座宛に10月23日(金)(必着)までに払い込んでください。

交通案内：集合場所の小田原駅西口から視察会バスが出発する12時50分までに同駅に到着する東海道新幹線及びJR各列車の時刻は下記のとおりです。

東京駅11時26分発こだま651号小田原駅着12時03分。新大阪駅10時16分発ひかり516号小田原駅12時37分着。東京駅11時30分発快速アクトイ小田原駅12時31分着。

帰りはホテル前(始発)から毎時20分頃、50分頃の2回、箱根湯本駅までシャトルバス(100円)が出ます。駅まで約7分(徒歩20分)。箱根湯本駅から小田原方面へは15時台に普通4本、特急3本があり、所要時間15分です。

研究発表大会に参加される会員は、以下の参加形態によって郵便振替で学会事務局振替口座宛に相当金額を10月23日(金)必着で前納してください。払い込みによって学会参加申し込みとします。なお、本年度年会費(賛助会員:3万円、一般会員:4,000円、学生会員2,000円)未納の方は、以下の金額に年会費をプラスして送金してください。

学会指定宿泊+学会参加 : 13,000 + 2,000 = 15,000円(学生:14,000円)
懇親会参加+学会参加 : 6,000 + 2,000 = 8,000円(学生:5,000円)
視察会・学会参加のみ : 2,000円(学生:1,000円)
郵便振替口座番号:00190-6-462149
加入者名 : 日本温泉地域学会

日程

11月23日(月・祝日) 視察会、懇親会

12:50 視察会集合場所の小田原駅西口をバスで出発。マイカーの方はバスの後を付いてきてください

12:40~17:00 視察会:小田原駅~神奈川県温泉地学研究所~箱根温泉の概略説明と館内見学~湯ノ花沢温泉にて蒸気利用温泉造成施設見学~新しく国民保養温泉地に指定された芦之湯温泉見学(伝統ある硫黄泉の源泉入浴体験も)~旧道経由

17:00 ホテル南風荘で宿泊・懇親会の受付

18:00 懇親会(ホテル南風荘)

11月24日(火) 研究発表大会(会場:ホテル南風荘)

8:40 受付

9:10~10:10 研究発表

10:10~10:20 休憩

10:20~11:20 研究発表

11:20~12:20 昼休み

12:20~14:50 基調講演とシンポジウム(無料公開)

研究発表大会プログラム

11月24日(火)

自由論題 発表時間:20分(発表15分、質疑5分)

座長:古田靖志(下呂発温泉博物館)

9:10~9:30 樽井由紀(奈良女子大学)「『有馬郡湯本町之図』紹介」

9:30~9:50 金井茂幸(産業能率大学)「湯あみ着における障がい者の入浴サポート活動について」

9:50~10:10 大瀧靖峰(弁護士)「障がいのある人の温泉入浴の権利について」

10:10~10:20 休憩

座長：池永正人（長崎国際大学）

10：20～10：40 飯島裕一（信濃毎日新聞社）「台湾の温泉地は今—日本の入浴文化との共通性」

10：40～11：00 ジュアンドヤスコ（SPALOHAS倶楽部）「フランス最大の温泉地ダックスの『温泉地契約』にもとづく21世紀型湯治場づくり」

11：00～11：20 布山裕一（流通経済大学）「新選定標準（基準）による国民保養温泉地計画の策定と課題」

11：20～12：20 昼休み

講演会とシンポジウム（公開）

司会：辻内和七郎（箱根温泉供給）

12：20～12：50 大和田公一（箱根町教育次長）「箱根温泉の歴史について（仮）」

12：50～13：20 里村幹夫（神奈川県温泉地学研究所所長）「大涌谷の火山活動（仮）」

13：20～13：30 休憩

13：30～14：50 シンポジウム「箱根温泉郷の現況と今後の課題（仮）」

コーディネーター：浜田真之（国際温泉研究院代表）

パネリスト：勝俣浩行（箱根町副町長）

：勝俣 伸（箱根町観光協会理事長・富士屋ホテル株式会社社長）

：高橋正美（富士箱根ゲストハウス代表・VISIT JAPAN大使）

- 日本温泉地域学会第25回研究発表大会・総会は、2015（平成27）年5月17日（日）・18日（月）の両日、長崎県雲仙市雲仙温泉にて開催され、約60名の会員の参加を得ました。

このたびの視察会では大型バスを学会でチャーターし、長崎空港とJR諫早駅の2カ所の集合場所で会員を載せ、最初に小浜温泉でバイナリー発電所を見学しました。これは最高105℃の高温泉が日量1万5千トンも湧出しながらその70%は利用されず海に流れ出ている小浜温泉の温泉熱を地域発電に有効活用利用するための事業化施設です。小浜温泉から雲仙岳へ向かい、渋滞を無事くぐり抜けて標高1080mの仁田峠では、満開のシーズンを迎えたミヤマキリシマ群落を觀賞。快晴に恵まれ、普賢岳噴火で誕生した平成新山や島原半島の眺望が見事でした。その後、雲仙温泉では専門ガイドの案内で雲仙地獄を巡り、視察会を無事終了しました。翌日の理事会、総会では、常務理事・理事・幹事など役員の一部改選、学会会則の一部改定（本誌掲載）、前年度決算・今年度予算案などが承認されました。

- 9月28日から30日まで開催された第12回草津温泉観光士養成講座に続き、来年2016（平成28）年2月18日（木）午前9時半～20日（土）午前中まで2日半にわたり、3回目となる熱海温泉観光士養成講座（「温シエルジェ&温泉観光士」養成講座）が熱海市との共催により開催されます。合格者には熱海「温泉観光士」ならびにNPO法人エイミック認定「温シエルジェ」の証書が授与されます。

募集人員は60名（申込順で締切）。受講料は1名10,000円（テキスト代・初日の昼食代・認定証代などを含む）。申込窓口は、温シエルジェ&温泉観光士養成講座実行委員会（NPO法人エイミック内TEL.0557-85-3253）。申込み期限や講座内容など詳しいことは後日学会ホームページに掲載、案内します。

- 次号の学会誌『温泉地域研究』第26号（平成28年3月刊）の論文・研究ノート・書評・資料・温泉地情報などの原稿を募集します。必ず投稿規程・執筆要領（学会ホームページに掲載）に

従い、これまでの学会誌を参考にして、直接編集委員会（編集担当メールアドレス mi-
ishikawa@ac.auone-net.jp）宛に原稿送付状とともに本文原稿（ワードで作成）ならびに図版
（本文に割付または別途添付）を送付してください。

原稿は常時受付けていますので、早めの投稿・送付をお願いします。なお、第26号への原
稿送付締切りは1月20日（水）必着です。論文と研究ノートは、査読を受けてパスしたものか
ら順次掲載します。会員の積極的な投稿を期待します。

- 学会HPでは学会ニュースをたえず最新のものに更新しています。会員はふだんから学会HP
を閲覧するように要請します。

日本温泉地域学会会則

2003 (平成15) 年5月創立大会で承認。2015 (平成27) 年5月第25回大会・総会にて一部改定。

(名称)

第1条：本会は日本温泉地域学会 (Regional Science Association of Spa, Japan) と称する。

(目的)

第2条：本会は温泉地に関する総合的な研究を進めるとともに、温泉地域社会の真の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条：本会は前条の目的を実現するために、次の事業を行う。

1. 研究発表大会・講演会・シンポジウム・セミナー・視察会などの開催
2. 学会誌『温泉地域研究』・単行本などの発行
3. 温泉地域振興研究プロジェクト・委託研究の実施
4. 研究に関する情報の収集・提供
5. 研究業績の表彰
6. その他、本会の目的を達するために必要な事業

(会員)

第4条：本会の会員は一般会員・学生会員・賛助会員・名誉会員とする。

2. 一般会員は温泉地の研究・事業をしている者や温泉地に関心のある者とする。
3. 学生会員は大学院生・学部学生とする。
4. 賛助会員は本会の目的に賛同し、これに協力する個人・団体・法人などとする。
5. 名誉会員は本会の会員で、会の発展にとって特に業績が著しい者とする。
6. 会員の入会・退会には、理事会の承認を受けなければならない。
7. 本会の名誉を傷つけたと認められる者や会費を滞納した者は、除籍する。

(役員)

第5条：本会に次の役員を置く。

1. 会長・副会長・理事長・常務理事を含めた理事20名以内、監事2名・幹事若干名。
2. 役員の任期は3年とし、再任を妨げない。
3. 役員の途中交代は理事会の決議により決定する。新役員の任期は残留期間とする。
4. 研究発表大会においては、開催・運営を統括する大会運営委員長をおく。
5. 大会運営委員長は会長が任命する。

(役員の選任と職務)

第6条：役員の選任は、理事会案を総会において決定する。

第7条：役員の職務

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 会長・副会長・常務理事は理事のなかから選出され、副会長は会長が指名する。
3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故などがあるときは、その職務を代行する。
4. 理事会は会務を決定する。
5. 理事長は理事会の決定に従い、会務を執行する。理事長は常務理事会で決定する。
6. 監事は本会の会計を監査する。

7. 幹事は学会運営において事務的な補助をする。

(会議)

第8条：本会の会議は総会および常務理事会・理事会・臨時総会とする。

2. 総会は会員をもって構成し、春季大会において行う。
3. 理事会は会長・副会長・理事長・常務理事・理事をもって構成する。理事会には役員(監事、幹事)も参加する。
4. 総会・臨時総会および常務理事会・理事会は会長が招集する。総会の議長は会長がこれにあたり、理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(総会)

第9条：次の事項は総会の議決を必要とする。

1. 事業計画および収支決算の承認
2. 会則の改定。なお、事務所(局)所在地の変更については常務理事会が決定(承認)できるものとする。その公示については、日本温泉地域学会ホームページにて行う。

第10条：総会は会員の3分の1以上の出席を得て議事を開くことができる。委任状をもって会員の出席とみなされる。

2. 議決は出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。
3. 理事会または10分の1の会員の要請により、会長は臨時総会を招集する。

(会費)

第11条：年会費は次のとおりとし、新年度当初に払込むこととする。

- 一般会員：4,000円
- 学生会員：2,000円
- 賛助会員：1口以上で、1口3万円
- 名誉会員：会費を徴収しない。

(会計)

第12条：会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

2. 会計担当者は役員の中から選出する。

(事務所)

第13条：本会の事務所(局)は、以下のところにおく。

- 〒859-3298 長崎県佐世保市ハウステンボス町2825-7
- 長崎国際大学人間社会学部 池永研究室内 日本温泉地域学会事務局

(その他)

第14条：会員の温泉地に関する特に優れた業績に対して表彰し、日本温泉地域学会賞および奨励賞を贈る。

(付則)

1. 本会の設立は平成15年5月11日とし、本会の会則は平成27年5月18日より適用する。
2. 学会誌投稿規程・表彰規定やその他の規定などは別に定める。

Journal of Studies on Spa Region

No.25
2015.9

contents

Articles

- A Formative Construction and Specific Characteristics of the God of Hot Spring in Japan
..... Michio ISHIKAWA (1)
- A Study for Increasing the Appeal of Gero Spa in Comparison to Kusatsu Spa
..... Mizuki FUKUI Shoichi MORIMOTO (13)

Research Note

- A Case Study of Wheelchair-person Refused Going to Bath
..... Yasumine OTAKI (25)

Lectures

- Unzen Spa Town Planning through “UNZEN PLAN 100”
..... Naomasa ISHIDA Michiko ARAKI (31)
- The Relationship between Regional Tourism and Spas in Kyushu
..... Kazuo NOUZU (35)
- Spas and Omotenashi – The Trial of Using Smartphone by Onsen Cocierge in Beppu Spas
~Development of Smartphone Application “Omotenashi Dictionary in Beppu Eight Spas”
..... Masaki SAITO Tadanori NAKAGAWA Miwako ADACHI Mikio TAKEMOTO (39)

Book Reviews

- Keiji KADOWAKI 『A Reportage of the Hot Spring where Atopic Dermatitis Patients
Pilgrimage – Toyotomi Spa as a Boon』 Kaoru MATSUMOTO (43)
- Manabu MAKIME 『Kinosaki Justice』 Shinichiro OKAMURA (44)

News on Spa

- Development of “Welfare Community Onsen” in Chino, Nagano Prefecture
..... Yosuke SAWADA (45)

- Notes and News (47)